

令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

日常生活支援住居施設の日常生活上の支援及び
職員養成研修の在り方に関する調査研究事業
報 告 書

令和3(2021)年3月
一般社団法人居住支援全国ネットワーク

日常生活支援住居施設の日常生活上の支援及び

職員養成研修の在り方に関する調査研究事業

報告書目次

| | |
|--|----|
| 第1章 調査研究事業の概要 | 1 |
| 第1節 事業の背景及び目的..... | 1 |
| 第2節 事業の方法..... | 2 |
| 第3節 事業結果の概要..... | 9 |
| 第2章 日常生活支援住居施設の対象者像と、支援の在り方 | 10 |
| 第1節 制度概要..... | 10 |
| (1) 法改正の概要..... | 10 |
| (2) 無料低額宿泊所と日常生活支援住居施設..... | 12 |
| 第2節 対象者像と、支援の在り方..... | 13 |
| (1) 対象者..... | 13 |
| (2) 日常生活支援..... | 15 |
| (3) 食事..... | 17 |
| (4) 入浴..... | 18 |
| (5) 状況把握..... | 18 |
| (6) 金銭管理..... | 18 |
| (7) 非常災害対策..... | 20 |
| (8) 記録の整備..... | 20 |
| (9) 個別支援計画..... | 20 |
| (10) 社会生活上の便宜の供与等..... | 24 |
| (11) 地域との連携..... | 24 |
| (12) 認定..... | 25 |
| (13) 人員配置..... | 26 |
| (14) 管理者..... | 27 |
| (15) 生活支援提供責任者..... | 28 |
| (16) 生活支援員..... | 29 |
| (17) 資格要件..... | 29 |
| (18) 提供拒否の禁止..... | 30 |
| (19) 外部サービスの活用..... | 30 |
| (20) 調査への協力等..... | 31 |
| (21) 会計の区分..... | 32 |

| | | |
|------------|----------------------------------|-----------|
| 第3節 | 日常生活支援住居施設のあるべき姿 | 33 |
| (1) | 多様な生きづらさに寄り添うこと | 33 |
| (2) | 他人を信じる気持ちを引き出すこと | 33 |
| (3) | 社会的孤立解消の糸口となること | 34 |
| (4) | 自律的な生活を支えること | 35 |
| (5) | 日常を支えること | 36 |
| (6) | ネットワークで支援すること | 37 |
| 第4節 | 参考文献一覧 | 39 |
| 第3章 | 日常生活支援住居施設の個別支援計画の作成の在り方 | 40 |
| 第1節 | 日常生活支援住居施設とは | 40 |
| (1) | 日常生活支援住居施設の支援内容 | 40 |
| (2) | 日常生活上の支援の基本指針 | 40 |
| (3) | 信頼関係構築の重要性 | 41 |
| (4) | 支援提供プロセス | 43 |
| 第2節 | 個別支援計画とは | 49 |
| 第3節 | 個別支援計画の作成と展開 | 50 |
| (1) | インテーク | 50 |
| (2) | アセスメント | 51 |
| (3) | プランニング | 57 |
| (4) | モニタリング・再アセスメント | 58 |
| (5) | 再プランニング | 59 |
| (6) | 具体的な手順 | 59 |
| 第4節 | 参考文献一覧 | 69 |
| 第4章 | 日常生活支援住居施設で従事する職員養成研修の在り方 | 70 |
| 第1節 | 職員に求められる知識・技能 | 70 |
| 第2節 | 職員養成研修の在り方 | 72 |
| 第3節 | パイロット版職員養成研修 | 73 |
| 第5章 | まとめ | 79 |
| 第6章 | 資料 | 83 |

第1章 調査研究事業の概要

第1節 事業の背景及び目的

平成 28 年に開催されていた国の検討会（※生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会）において、現状の社会福祉住居施設（一般的な一時滞在型の無料低額宿泊所）と異なり、加齢により身体機能・認知機能が低下し、また身寄りもないことにより独居が難しくなった人を対象にした長期滞在・共同居住型無料低額宿泊所が実態として存在すること、またそのような利用者を対象とした適切な住居・支援の必要性が明らかになった。

この検討会で議論された長期滞在・共同居住型無料低額宿泊所の利用者を対象とした適切な住居・支援こそ、令和 2 年 10 月から制度化された日常生活支援住居施設である。

当法人は、この日常生活支援住居施設が制度化される前から、支援付きの共同居住型住居の運営に先駆的に取り組み、モデル的な位置づけで支援を展開している 2 団体（認定NPO法人抱樸、NPO法人自立支援センターふるさとの会）が構成員になっており、一昨年度、独立行政法人福祉医療機構の助成を受け、日常生活支援住居施設のモデル的な住居を設置した 1 団体（NPO法人ワンファミリー仙台）も構成員となっている。

上記 3 つの構成団体に協力を得て、日常生活支援住居施設の支援内容を明確にし、さらに、支援付き住居等での支援を担う人材育成研修を独自におこなってきたNPO法人ホームレス支援全国ネットワークとNPO法人すまい・まちづくり支援機構の 2 団体の協力を得て職員養成研修の在り方を明確にすることで、日常生活支援住居施設で提供される支援の質を担保することを目的に、本調査事業を実施する。

第2節 事業の方法

(1) 検討委員会及び作業部会の設置

本事業を実施するにあたり、先駆的に日常生活支援住居施設の運営に取り組んでいる3団体等の支援内容を参考に「日常生活支援」及び「職員養成研修」の在り方を明確にする検討委員会を設置した。本検討委員会では本調査事業の全体の方向性等を決めるとともに、調査の設計・分析・考察についても検討、実施した。また検討委員会を開催するにあたり、作業部会を組織し、検討会の準備等を行った。

①検討委員会の開催状況

| 開催日時 | 主な内容 |
|---------------------------|---|
| 第1回検討委員会 令和2年9月29日（火） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業概要説明 ・ 作業部会の位置づけについて ・ ガイドライン（素案）について ・ 報告書まとめ部分（素案）について ・ 個別支援計画立案マニュアル 兼 研修テキスト（素案）について ・ 職員養成研修について |
| 第2回検討委員会 令和2年11月18日（水） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業部会開催状況報告 ・ 報告書（素案）について ・ ガイドライン（案）について ・ 個別支援計画報告書作成マニュアル（案）について ・ 職員養成研修について |
| 第3回検討委員会 令和2年12月16日（水） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業部会開催状況報告 ・ 報告書（案）について ・ ガイドライン（案）について ・ 個別支援計画報告書作成マニュアル（案）について ・ 職員養成研修について |
| 第4回検討委員会 令和3年1月14日（木） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業部会開催状況報告 ・ 報告書（案）について ・ ガイドライン（案）について ・ 個別支援計画報告書作成マニュアル（案）について ・ 職員養成研修について |
| 第5回検討委員会 令和3年3月16日（火） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業部会開催状況報告 ・ 報告書（案）について ・ ガイドライン（案）について ・ 個別支援計画報告書作成マニュアル（案）について ・ 職員養成研修の開催結果等について |

②作業部会の開催状況

| 開催日時 | 主な内容 |
|---------------------------|--|
| 第1回作業部会 令和2年9月25日(金) | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、制度開始に向けた準備状況等のヒアリング |
| 第2回作業部会 令和2年10月15日(木) | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、制度開始してからの状況等のヒアリング |
| 第3回作業部会 令和2年10月19日(月) | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、制度開始してからの状況等のヒアリング 職員養成研修のあり方について |
| 第4回作業部会 令和2年10月23日(金) | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、制度開始してからの状況等のヒアリング |
| 第5回作業部会 令和2年11月26日(木) | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、制度開始してからの状況等のヒアリング 職員養成研修のあり方について |
| 第6回作業部会 令和2年12月4日(金) | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、制度開始してからの状況等のヒアリング 職員養成研修のあり方について |
| 第7回作業部会 令和2年12月16日(水) | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、制度開始してからの状況等のヒアリング 日常生活支援住居施設運営団体へ、日常生活支援のあり方、質の担保についてヒアリング 職員養成研修のあり方について |
| 第8回作業部会 令和2年12月23日(水) | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、日常生活支援のあり方、質の担保についてヒアリング 職員養成研修のあり方について |
| 第9回作業部会 令和2年12月25日(金) | <ul style="list-style-type: none"> 職員養成研修のあり方について |
| 第10回作業部会 令和2年12月28日(月) | <ul style="list-style-type: none"> 職員養成研修のあり方について |
| 第11回作業部会 令和3年1月4日(月) | <ul style="list-style-type: none"> 職員養成研修のあり方について |
| 第12回作業部会 令和3年1月14日(木) | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、日常生活支援のあり方、質の担保についてヒアリング 職員養成研修のあり方について |

| | |
|----------------------------------|--|
| 第 13 回作業部会 令和 3 年 1 月 22 日（金） | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、制度開始してからの状況等のヒアリング 職員養成研修のあり方について |
| 第 14 回作業部会 令和 3 年 1 月 25 日（月） | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、制度開始してからの状況等のヒアリング 職員養成研修のあり方について |
| 第 15 回作業部会 令和 3 年 1 月 27 日（水） | <ul style="list-style-type: none"> 職員養成研修のあり方について |
| 第 16 回作業部会 令和 3 年 2 月 1 日（月） | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、制度開始してからの状況等のヒアリング 職員養成研修のあり方について |
| 第 17 回作業部会 令和 3 年 2 月 7 日（日） | <ul style="list-style-type: none"> 職員養成研修のあり方について |
| 第 18 回作業部会 令和 3 年 2 月 10 日（水） | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、日常生活支援のあり方、質の担保についてヒアリング 職員養成研修のあり方について |
| 第 19 回作業部会 令和 3 年 2 月 12 日（金） | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、日常生活支援のあり方、質の担保についてヒアリング 職員養成研修のあり方について |
| 第 20 回作業部会 令和 3 年 2 月 13 日（土） | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、制度開始してからの状況等のヒアリング 職員養成研修のあり方について |
| 第 21 回作業部会 令和 3 年 2 月 17 日（水） | <ul style="list-style-type: none"> 職員養成研修のあり方について |
| 第 22 回作業部会 令和 3 年 2 月 18 日（木） | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、日常生活支援のあり方、質の担保についてヒアリング 職員養成研修のあり方について |
| 第 23 回作業部会 令和 3 年 2 月 19 日（金） | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、日常生活支援のあり方、質の担保についてヒアリング 職員養成研修のあり方について |
| 第 24 回作業部会 令和 3 年 2 月 22 日（月） | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、制度開始してからの状況等のヒアリング |
| 第 25 回作業部会 令和 3 年 2 月 22 日（月） | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、日常生活支援のあり方、質の担保についてヒアリング 職員養成研修のあり方について |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 第 26 回作業部会 令和 3 年 3 月 6 日 (土) | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、制度開始してからの状況等のヒアリング 日常生活支援住居施設運営団体へ、日常生活支援のあり方、質の担保についてヒアリング |
| 第 27 回作業部会 令和 3 年 3 月 12 日 (金) | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、日常生活支援のあり方、質の担保についてヒアリング 職員養成研修のあり方について |
| 第 28 回作業部会 令和 3 年 3 月 15 日 (月) | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、制度開始してからの状況等のヒアリング |
| 第 29 回作業部会 令和 3 年 3 月 16 日 (火) | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、日常生活支援のあり方、質の担保についてヒアリング 職員養成研修のあり方について |
| 第 30 回作業部会 令和 3 年 3 月 23 日 (火) | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、制度開始してからの状況等のヒアリング 職員養成研修のあり方について |
| 第 31 回作業部会 令和 3 年 3 月 25 日 (木) | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援住居施設運営団体へ、日常生活支援のあり方、質の担保についてヒアリング |

③委員名簿（敬称略）

| 氏 名 | 所属、役職（委員就任時） |
|--------|--------------------------|
| ◎岡田 太造 | 兵庫県立大学 客員教授 |
| 井上 雅雄 | 一般社団法人居住支援全国ネットワーク 代表理事 |
| 今井 誠二 | NPO法人仙台夜まわりグループ 理事長 |
| 奥田 知志 | NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク 理事長 |
| 垣田 裕介 | 大阪市立大学大学院 生活科学研究科 准教授 |
| 芝田 淳 | NPO法人つながる鹿児島 理事長 |
| 菅野 拓 | 京都経済短期大学 講師 |
| 滝脇 憲 | NPO法人自立支援センターふるさとの会 常務理事 |
| 立岡 学 | NPO法人ワンファミリー仙台 理事長 |
| 辻井 正次 | 中京大学 現代社会学部 教授 |
| 的場 由木 | NPO法人すまい・まちづくり支援機構 常務理事 |
| 山田 耕司 | NPO法人抱樸 常務 |

◎：委員長

(2) 調査の実施

本事業を実施するにあたり、大きく分けて2つの検討テーマを設けた。各検討テーマの成果物については続く各章に収録する。

検討テーマ1. 日常生活支援の在り方と、アセスメントをはじめ支援目標・支援計画等のポイントを整理する

テーマ1の中では、次の2点に分けて検討をおこなった。

- ①日常生活支援住居施設の対象者像と、支援の在り方：成果物としては、支援のガイドライン兼 研修テキストの作成。
- ②個別支援計画作成の在り方：成果物としては、個別支援計画の作成マニュアル 兼 研修テキストの作成。

検討テーマ2. 日常生活支援住居施設に従事する職員に求められる知識、技能等を整理し、生活困窮者自立支援法の一部生活支援事業に従事する職員向けの研修との関係を含め、日常生活支援住居施設の職員養成研修の在り方を整理する

テーマ2では、今後、国で実施することが想定される「日常生活支援住居施設の職員向け研修」の内容を検討した。また、日常生活支援住居施設を運営している・運営する予定の団体の職員を対象に、パイロット版の研修を実施した。研修内容には、テーマ1でまとめたガイドラインとマニュアルの内容も織り込んだ。

第3節 事業結果の概要

本事業では、日常生活支援住居施設で提供される支援の質を担保することを目的として、検討をおこない、下記の3点を明らかにした。

- (1) 日常生活支援住居施設の対象者像と、支援の在り方
- (2) 日常生活支援住居施設の個別支援計画の作成の在り方
- (3) 日常生活支援住居施設で従事する職員養成研修の在り方

以下にその概要を整理する。

(1) 日常生活支援住居施設の対象者像と、支援の在り方【第2章】

第2章は、日常生活支援住居施設でおこなう支援のガイドラインである。既に日常生活支援住居施設を運営している団体への調査により収集した事例の整理・検討を通して、日常生活支援住居施設の対象者像の幅の広さを示している。また、日常生活支援住居施設での支援の在り方について、法令に基づいて整理した。さらに、法令に定められていなくとも、目指すべき支援の理念についても述べた。

(2) 日常生活支援住居施設の個別支援計画の作成の在り方【第3章】

第3章は、生活支援提供責任者に向けた、日常生活支援住居施設で利用者ごとに作成する個別支援計画作成に関するマニュアルである。「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」に基づき、個別支援計画作成の手順や注意点をまとめた。

(3) 日常生活支援住居施設で従事する職員養成研修の在り方【第4章】

第4章は、検討委員会・作業部会で議論した「日常生活支援住居施設の職員向け研修」の内容と、パイロット版研修の実施報告である。パイロット版研修は2種類に分け、生活支援提供責任者として個別支援計画の作成ができるようになることを目的とした基礎編の研修と、個別支援計画に基づき利用者ひとりひとりに合わせた支援を提供できるようになることを目的とした応用編の研修を実施した。基礎編研修には、(1)(2)でまとめたガイドライン(本報告書第2章)とマニュアル(本報告書第3章)の内容も織り込んだ。応用編研修においては、当事者のこれまでを知る支援者がいない状態から支援を開始する際の留意点や、6か月以内に一度おこなう個別支援計画の見直しについても触れた。

第2章 日常生活支援住居施設の対象者像と、支援の在り方

第1節 制度概要

(1) 法改正の概要

平成30年6月8日、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（以下、「改正法」という）が公布され、順次施行されることとなった。この改正で、住居を設置する第二種社会福祉事業に関する規制が強化され、同時に、単独での居住が困難な方へ日常生活上の支援を提供する仕組みが創設された（図2-1）。

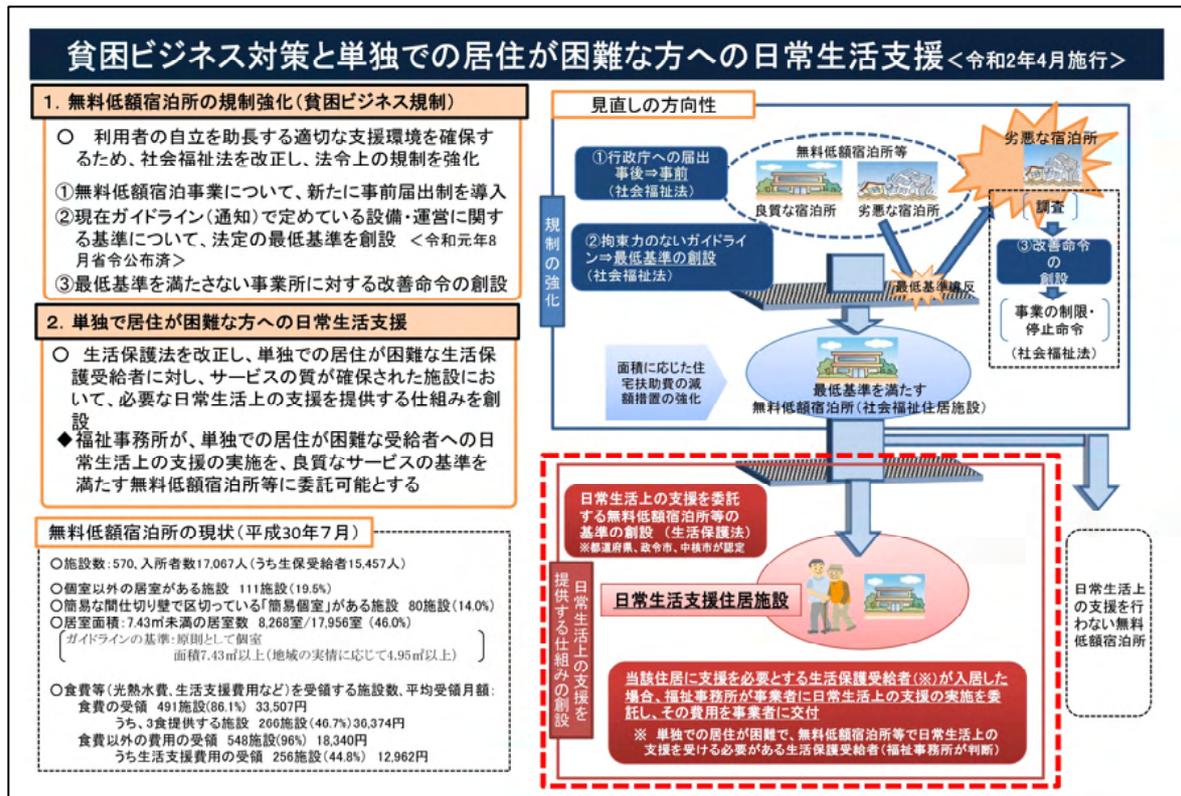


図2-1 貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援¹

法改正に向けた社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書では、無料低額宿泊所やいわゆる「無届け施設」の中には、著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な施設に住まわせ、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設も存在すると指摘された²。同報告書では、他方で、独居が困難な生活困窮者等に対して、一定の日常生活における支援を行いながら地域での生活を可能としている無料低額宿泊所等も存在していることが述べられている³。改正法では、悪質

¹ 厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室提供資料、令和2年7月20日時点。

² 社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会、社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書、平成29年12月15日、p.28。

³ 前掲資料、社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会、p.28。

な事業への規制と、良質な事業への支援という両面から貧困ビジネス対策がなされた。

改正法により、新たに生活保護法第 30 条第 1 項ただし書に規定されたのが、日常生活支援住居施設である。

生活保護法（平成 30 年 6 月 8 日改正分）抜粋 改正部分は下線部
(生活扶助の方法)

第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設（社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。第六十二条第一項及び第七十条第一号ハにおいて同じ。）若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

「社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設」とは、「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」であり、いわゆる「無料低額宿泊所」事業のことを指している。救護施設等に入所する被保護者には、居宅の基準とは異なる「施設基準」で保護が支給されるが、日常生活支援住居施設に入所する被保護者には、居宅で生活しているのと同じ基準の保護が支給される。

改正法により、生活保護法第 70 条第 1 号ハでは、日常生活支援住居施設への費用支弁についても規定された。

生活保護法（平成 30 年 6 月 8 日改正分）抜粋 改正部分は下線部
(市町村の支弁)

第七十条（略）

一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する次に掲げる費用

イ・ロ （略）

ハ 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはその入所をこれらの施設に委託し、又は私人の家庭に養護を委託する場合に、これに伴い必要な事務費（以下「委託事務費」という。）

つまり、日常生活支援住居施設とは、「日常生活上の支援を提供する無料低額宿泊所」であり、今般の法改正により「日常生活上の支援を要する生活保護受給者については、福祉事務所は、日常生活支援住居施設に日常生活上の支援を委託することができ、その費用は住居施設を運営する事業者へ支弁する」という仕組みが創設されたということである。

なお、生活保護法は第4条第2項で「民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。生活保護法以外の、他の法律で定められた施策を活用してもなお最低限度の生活ができない場合の、最後のセーフティネットが生活保護ということである。新たに創設された日常生活支援住居施設は、既存の制度・サービスで対応しきれなかった部分、言い換えればこれまで制度のはざまだった部分を担うのであり、既存のサービス（例えば居宅保護、救護施設、介護保険系の入所施設、障害福祉系の入所施設）に取って代わるものではないことに留意が必要である。

（2） 無料低額宿泊所と日常生活支援住居施設

無料低額宿泊所において提供される支援は、本人又は家族が行う日常生活上の行為を代替する機能を持ったもの、日常生活支援住居施設において提供される支援は、無料低額宿泊所での支援に加えて、個々の入所者が抱える課題に対する専門的・個別的支援を提供する機能を持ったものとして整理されている（図2-2）。

また、日常生活支援住居施設として委託事務費の交付を受けるためには、人員体制の整備等を行って都道府県知事の認定を受けた上で、福祉事務所から委託された被保護者に対して、個別支援計画に基づいて図2-2の表右欄の支援を行う必要がある。

| 別添1 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における支援 | | | | |
|---|------------------|--------------|--|---------------------|
| ○ 無料低額宿泊所において提供される支援については、本人又は家族が行う日常生活上の行為を代替する機能を持ったものとして、日常生活支援住居施設において提供される支援については、左欄の支援に加えて、個々の入所者が抱える課題に対する専門的・個別的支援を提供する機能を持ったものとして整理される。 | | | | |
| ※ 無料低額宿泊所において、右欄の支援が提供されること自体を妨げるものではないが、日常生活支援住居施設として委託事務費の交付を受けるためには、人員体制の整備等を行って都道府県知事の認定を受けた上で、福祉事務所から委託された被保護者に対して、個別支援計画に基づいて右欄の支援を行う必要がある。 | | | | |
| | 無料低額宿泊所 | 日常生活支援住居施設 | | |
| (各施設における支援機能) | 本人（家族）代替機能・便宜の供与 | 専門的・個別支援機能 | | |
| (支援に係る費用の取扱い) | 本人からの利用料により対応 | 委託事務費により対応 | | |
| 日常生活 (家事等) | 食事 | 食事の提供 | 食事・洗濯・掃除等に課題がある者への自立支援 | |
| | 洗濯 | 洗濯設備や洗剤の提供 | | |
| | 掃除 | 共用部の清掃 | | |
| | 日用品 | 共用備品・消耗品等の整備 | | 家計管理等に課題がある者への相談支援等 |
| | 安否 | 安否確認、状況把握 | | 外出等に課題がある者への外出支援等 |
| 健康 | 服薬 | | 服薬サポート | |
| | 通院 | | 通院同行（病状・治療内容の理解等の支援） | |
| 金銭 | 生活費 | (利用料の受領) | 金銭（自己）管理支援 | |
| 社会生活 等 | 相談支援等 | 日常生活上の軽微な相談 | ・アセスメント、個別支援計画の策定 ・本人の生活課題等に応じた相談支援 | |
| | 調整 | (福祉事務所等への連絡) | 他の支援機関等との調整、利用手続き支援 | |
| | コミュニケーション | | 交流支援、互助・役割づくり | |

図2-2 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における支援⁴

⁴ 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について 別添1、令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知、社援保発0327第1号。

第2節 対象者像と、支援の在り方

(1) 対象者

令和2年3月27日に制定された、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和2年厚生労働省令第44号。以下、「日住省令」という）では、日常生活支援住居施設の対象者について次のとおり定めている。

(対象者)

第七条 法第三十条第一項ただし書の規定に基づき、日常生活支援住居施設に入所させ、又は入所を委託する被保護者は、保護の実施機関が、その者の心身の状況及び生活歴、その者が自立した日常生活及び社会生活を営むために解決すべき課題、活用可能な他の社会資源、その者とその家族との関係等を踏まえ、日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と総合的に判断する者であつて、入所を希望しているものとする。

被保護者が入所を希望していることが前提であり、日常生活支援住居施設の利用は被保護者と住居施設運営事業者との契約に基づく。措置施設ではないことに留意が必要である。

「日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と総合的に判断する」にあたっての基準について、令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知「無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について」第3の1(1)ウでは、「日常生活支援住居施設については、日常生活を営む上での基本的な項目について一定の課題があり、安定した日常生活を営むために、その日常生活上の課題に関する日々の助言や相談等の支援、家事等に関する支援、服薬等の健康管理支援、金銭管理の支援、社会との交流その他の支援及び関係機関との連携調整等の支援を必要とする場合について利用を検討すること。」⁵とされている。

コラム：幅広い対象者、多様な生きづらさ

令和元年度に当法人が実施した社会福祉推進事業「日常生活支援住居施設において提供される日常生活上の支援の内容及び支援を行う人材育成のあり方に関する調査研究事業」（以下、「昨年度事業」という）において、当時から日常生活上の支援を提供する無料低額宿泊所を運営していた3団体で調査を行い、日常生活支援住居施設の対象者像を整理した。

そこで明らかになったのは、日常生活支援住居施設の対象者像は、一言で言えば「多様な生きづらさを抱えている」ということである。従前からの居宅や入所施設という資源は存在していながら、そこで暮らしていくことがなかなか難しく、はみだしがちな人たちである。簡単に枠組みに収めて分類することはできない。逆に言えば、高齢者・障害者・刑余者などといった分類にとらわれず、幅広く、住まい確保とそこでの生活に困っている人を受け入れ支援することこそ、日常生活支援住居施設の本分である。

⁵ 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について、令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知、社援保発0327第1号、第3の1(1)ウ。

コラム：「多様な生きづらさ」の具体例

昨年度事業の報告書から、居住支援団体の利用者に見られる特徴を以下に再掲する。ただし、ここに記載する特徴はあくまで一例であり、下記の特徴があるからといって直ちに日常生活支援住居施設の対象とされるわけではないことには留意が必要である。

- ・ 身寄り（親族）がない、または、いたとしても音信不通であったり関係が悪かったりして頼れる状況でない。
- ・ 入居前には精神的に不安定な状態にある。育児放棄や虐待、学校や職場でのいじめを経験していることもある。孤立した状態にあり、必要な支援を受けられていない。支援を拒否していることもある。
- ・ 保清、食事の調理やとり方といった日常生活の基本的スキルの欠如等、様々な課題を抱えている。飯場等での生活が長かったり、幼少期に十分な養育を受けていなかったりしたために日常生活の基本的スキルを教わっていないことが背景として考えられる。また、部屋の清掃や整理の仕方が分からない人もいる。遊びの経験が少ないことも影響しているのではないかと思われる。
- ・ 制度や資源として用意されている介護、医療サービス等を「確実に」利用するための支援を要する。例えば、通院の同行、医師からの説明に同席するであるとか、デイサービスの送迎車が到着する時間に利用者が不在となることのないよう利用者に寄り添っているような支援を必要としている。
- ・ 服薬の支援を要する。医師からの医薬品の処方を受け、薬局で受け取っても、実際に飲み続けなければ、医薬品の効果は受けられない。様々な理由で、医薬品を継続的に飲み続けることに困難がある利用者がある。利用者の精神状態が不安定となる事例には、精神科医療と適切につながっていなかったり、服薬が継続的に行われていなかったりしている事例も多いと推測される。
- ・ 金銭管理の支援を要する。管理が行われなければ家賃滞納から失踪や住居喪失に至る。アルコール依存の利用者にとってみれば、住居喪失だけでなく、心身の健康管理にも直接関わっている。社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業の金銭管理サービスでは十分に対応できないような、低額の金額を頻繁に出し入れするきめ細かい金銭管理を必要としている。
- ・ 知能検査を含め行動特性調査でも低めの傾向にあり、何かしらの支援がないと、安定した生活を継続していくことが著しく困難である。既存の居宅や入所施設では、周囲とトラブルを起こして退去を要請される。
- ・ コミュニケーション能力が低く、社会のなかで生きていくには生きづらい。そのため、支援者を含め信頼のおける人との良好な関係性を築いたり、生活していく中での役割から発生する自己有用感を高めていく必要がある。
- ・ ニーズ調査の中で、「見守り・訪問体制の構築」の回答内容には、「きめ細やかな」「継続的な」「頻度の高い」「定期的な」「すぐに専門職が気付き」「常時の」「必要なときにすぐに」といった文言がみられ、途切れることのない手厚い見守りの体制を構築し、支援対象者の身体、精神状態を十分に理解することの必要性がうかがえる。

(2) 日常生活支援

日住省令では、日常生活支援住居施設の支援の内容と基本方針について次のとおり定めている。

(支援の内容)

第八条 日常生活支援住居施設は、その入所者に対し、生活課題に関する相談に応じ、必要に応じて食事の提供等の日常生活を営むために必要な便宜を供与するとともに、入所者がその能力に応じて自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、第十五条第一項に規定する個別支援計画に基づき、家事等に関する支援、服薬管理等の健康管理の支援、日常生活に係る金銭の管理の支援、社会との交流の促進その他の支援及び関係機関との連絡調整を行うものとする。

第九条 日常生活支援住居施設における支援は、第十五条第一項に規定する個別支援計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者がその能力に応じ自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 日常生活支援住居施設における支援は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に当該入所者の立場に立って行われるものでなければならない。

3 日常生活支援住居施設における支援は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、入所者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

4 日常生活支援住居施設における支援は、入所者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービスを行う者によるサービスに不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

5 日常生活支援住居施設は、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(日常生活及び社会生活上の支援)

第二十条 日常生活支援住居施設は、個別支援計画に基づき、入所者の状況に応じて、家事等、服薬管理等の健康管理、日常生活に係る金銭管理、社会との交流の促進その他に係る日常生活及び社会生活上の支援を行うものとする。

日常生活支援住居施設において行う支援としては、入所者との契約に基づき食事の提供等の

日常生活上の便宜を供与するほか、入所者それぞれの課題等に応じた個別支援計画を作成し、当該個別支援計画に基づいて必要な支援を行うことが挙げられる⁶。なお、個々の入所者に対して、どのような支援を提供するかについては、それぞれの入所者の状況に応じて個別支援計画の中に定めるものであるため、日住省令で列挙された支援内容を一律に提供する必要があるものではない⁷。

日常生活支援住居施設に住みながら、住居施設が提供する日常生活支援以外の外部サービス、例えば医療、介護、障害福祉といったサービスを利用することももちろん可能であり、その場合は当該サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮することとされている。ひとたび介護保険サービスや障害福祉サービスにつながると、各サービスの利用計画は介護支援専門員や相談支援専門員が作成することになるが、その際、当該サービス利用者が入所している日常生活支援住居施設の職員は「利用者の、住まいにおける普段の生活の様子」を知っている重要な関係者の一人となる。居宅で生活している利用者の場合、同居の親族等がいれば聞き取ることができるが、独居であれば住まいにおける普段の生活の様子を知る人はいない。また、居宅で同居の親族等がいたとしても、支援の専門職としての視点で当事者を見ているわけではないので、十分に情報収集ができていないこともあるだろう。これに対して、日常生活支援住居施設の入所者であれば、生活の多くの時間を共に過ごしている支援の専門職によって、入所者の心身の状況等が把握されている。日常生活支援住居施設の個別支援計画に基づく支援提供によって、しっかりとしたアセスメントができ、外部サービス（介護保険サービスや障害福祉サービス）の適切な利用にも寄与すると言える。

コラム：日常生活支援住居施設による家族機能の社会化

当法人の昨年度事業では、日常生活支援住居施設においては外部サービスに適切につながり、また、「確実に」サービスを利用できるための支援が必要とされていることが明らかになった。例えば、介護支援専門員と連絡調整してデイサービスに通えるよう手配したら終わりではなく、デイサービスの利用日に迎えが来る時間帯に、着替えや昼食後に服用する薬など荷造りをした上で、当事者が外出しないで待ってられるように声をかけたり見守ったりする支援である。また例えば、病院まで車で送り迎えをすることにとどまらず、診察に同席して当事者のふだんの生活状況を伝え医師の指示をきき、処方薬の受け取りに同席し、戻ってからは医師からの生活上の注意事項をふまえた生活ができるような声かけ、確実に服薬ができるよう適切なタイミングで渡したり服用を見守ったりする支援である。

これらの支援は、ひと昔前であれば「家庭内で、家族が担うこと」とされていた。しかし今や少子高齢化、核家族化が進み、家族がいないことは珍しくない。ある事業者では、これらの支援を日常生活支援住居施設で行うことを「家族機能の社会化」ととらえているという。日常生活支援住居施設は、家族がいないことも珍しくない現代社会に対応していくための、ひとつの社会インフラとなっていくことが期待される。

⁶ 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局長通知、社援発0327第3号、第1の9。

⁷ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第1の9。

日常生活支援住居施設は、日常生活支援住居施設である前に無料低額宿泊所であるから、当然、無料低額宿泊所の基準も満たさなければならない。無料低額宿泊所での支援について、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下、「無低省令」という）では次のとおり定めている。

（サービス提供の方針）

第十七条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（3）食事

食事提供は、無料低額宿泊所においても、日常生活支援住居施設においても、必須ではない。ただし、食事提供を行う場合には、その基準が無低省令で次のとおり定められている。

（食事）

第十八条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

食事提供を行う場合、無料低額宿泊所は入居者から利用料として「食事の提供に要する費用」を受領することができる（無低省令第16条第1項第1号）。その場合、「食事の提供に要する費用」とは「食材費及び調理等に関する費用に相当する金額」とされており（無低省令第16条第2項第1号）、食材料の購入費、調理を行う者の人件費、調理器具の購入及び維持管理費等の費用に相当する金額を基礎として算定することとされている⁸。また、食事の提供に要する費

⁸ 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について（通知）、令和元年9月10日付け厚生

用については、事前の申出等により利用者が提供を求めない場合に、徴収しないまたは返金する等の対応ができるよう、1食当たりの単価を設定することとされている⁹。また、弁当等市販品を配布する場合については、購入、配送等の調達に要する費用以上の料金を設定する等、不当に営利を図ることは認められない¹⁰。

(4) 入浴

無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならないとされている（無低省令第19条）。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ入居者に事情を説明し、1週間に3回以上の頻度とすることができる（無低省令第19条ただし書）。

(5) 状況把握

無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない（無低省令第20条）。

(6) 金銭管理

無料低額宿泊所の入居者の金銭管理は、入居者本人が行うことが原則とされている。しかし、自分では適切に管理することが難しい入居者もいることが想定されるため、入居者が希望することが前提ではあるが、無料低額宿泊所が入居者の日常生活に係る金銭を管理することも認められている。ただし、入居者の利益保護のため、無低省令で次のとおり規制がなされている。

（日常生活に係る金銭管理）

第二十六条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- 一 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- 二 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- 三 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- 四 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- 五 第十四条第一項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

労働省社会・援護局長通知、社援発0910第3号、第4の3（2）ア。

⁹ 前掲資料、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について（通知）、第4の3（2）ア。

¹⁰ 前掲資料、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について（通知）、第4の3（2）ア。

六 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。

七 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。

八 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。

九 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。

十 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、都道府県（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）に届け出ること。

十一 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。

十二 金銭等の管理の状況について、都道府県の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

無低省令第 26 条第 2 号の「これ（金銭）に準ずるもの」としては、預金通帳、キャッシュカード、金券等が想定される¹¹。預金通帳等を無料低額宿泊所の運営事業者が預かり、入居者が取り出す際に事業者側への申し出が必要な形態で保管されている場合は、事業者側が金銭等の出納に関与していなかったとしても無低省令第 26 条に規定する金銭管理に当たるとされている¹²。

無低省令第 26 条第 4 号の規定は、金銭等が入居者の意思を尊重して管理されるようにという定めである。入居者の意思に反して金銭等を管理することは認められない。従って、入居者から金銭等の管理に係る契約の解約の申し入れがあったときは、無料低額宿泊所は直ちに管理する金銭等を返還しなければならない¹³。

無低省令第 26 条第 6 号において、金銭等の出納を行う際は 2 人以上の職員で確認する等の適切な体制が求められているが、金銭等の出納後に、出納を行った職員以外の職員が、入居者と出納を行った職員の双方にその出納額を確認する体制等が整備されていれば、出納が行われる場に職員が 2 人以上いなくても、必要な体制が整備されているものとして差し支えない¹⁴。

¹¹ 厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準 Q&A、令和元年 12 月 13 日、p.18、Q35。

¹² 前掲資料、厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準 Q&A、p.18、Q35。

¹³ 前掲資料、厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準 Q&A、pp.18-19、Q36。

¹⁴ 前掲資料、厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準 Q&A、p.19、Q37。

(7) 非常災害対策

無低省令では、無料低額宿泊所の非常災害対策等について次のとおり定めている。

(非常災害対策)

第八条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも一年に一回以上、定期的避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(8) 記録の整備

無低省令では、無料低額宿泊所における記録の整備について、次のとおり定めている。

(記録の整備)

第九条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 三 第三十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(9) 個別支援計画

単なる無料低額宿泊所と日常生活支援住居施設との大きな違いの一つが、日常生活支援住居施設では入所者ごとに個別支援計画を作成することである。日住省令では、日常生活上の支援の提供方針について、次のとおり定めている。

(日常生活上の支援の提供方針)

第十四条 日常生活支援住居施設は、次条第一項に規定する個別支援計画に基づき、入所者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、日常生活及び社会生活上の支援の提供が漫然かつ画一的なものとならず、継続的かつ計画的に適切な支援が行われるよう配慮しなければならない。

2 日常生活支援住居施設における日常生活及び社会生活上の支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者に対し、支援上必要な事項について、理

解しやすいように説明を行わなければならない。

3 日常生活支援住居施設は、日常生活支援住居施設における日常生活及び社会生活上の支援の提供に際しては、保護の実施機関その他の都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

4 日常生活支援住居施設は、入所者の心身の状況等により、自ら適切な日常生活及び社会生活上の支援を提供することが困難であると認めた場合又は入所者が他の社会福祉施設への入所を希望する場合には、当該入所者の保護の実施機関と協議した上で、当該入所を希望する施設への紹介その他の便宜の供与を行うものとする。

場合によっては、入所者の心身の状況等や入所者の希望により、当該日常生活支援住居施設以外への転居を支援することもある。日常生活支援住居施設は、自ら適切な支援を提供することが困難と認めた場合や入所者が他の施設等への転所等を希望する場合、保護の実施機関にその旨を伝え、必要な対応について依頼を行うとともに、転所先の施設等へは本人の希望や状況等について引継ぎ等を行うなど必要な支援を行うこととされている¹⁵。

入所者ひとりひとりに合わせた支援を提供するため、日常生活支援住居施設では個々の入所者の状況等を踏まえて個別支援計画を作成し、それに基づき支援を提供する。個別支援計画については日住省令第15条に規定されている。個別支援計画とは、入所者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日常生活及び社会生活上の支援の目標及びその達成時期、支援を提供する上での留意事項等を記載した書面である¹⁶。

個別支援計画に基づく支援の理念については次節でより詳しく述べる。また、個別支援計画の作成やそれに基づく支援の実際の流れについては次章でより詳しく説明する。

(個別支援計画の作成等)

第十五条 日常生活支援住居施設を経営する者は、生活支援提供責任者に日常生活支援に係る個別支援計画（以下「個別支援計画」という。）を作成させなければならない。

2 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて入所者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができ

¹⁵ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の2（2）。

¹⁶ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の3（1）。

るように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 生活支援提供責任者は、入所者に面接してアセスメントを行わなければならない。この場合において、生活支援提供責任者は、面接の趣旨を入所者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 生活支援提供責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日常生活及び社会生活上の支援の目標並びにその達成時期並びに日常生活及び社会生活上の支援を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該日常生活支援住居施設が提供する日常生活及び社会生活上の支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 生活支援提供責任者は、必要に応じて、担当者会議（生活支援提供責任者が個別支援計画の作成のために当該個別支援計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。第十八条において同じ。）の開催等により、当該個別支援計画の原案の内容について説明を行うとともに、当該担当者から、専門的な見地からの意見を求めることができる。

6 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たり、その内容について、あらかじめ、当該個別支援計画に係る被保護者の保護の実施機関に協議し、同意を得なければならない。

7 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たり、その内容について入所者に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 生活支援提供責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を入所者に交付しなければならない。

9 生活支援提供責任者は、個別支援計画を作成した際には、その写しを当該個別支援計画に係る被保護者の保護の実施機関に対し遅滞なく提出しなければならない。

10 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする。

1 1 生活支援提供責任者は、モニタリングに当たっては、定期的に入所者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。

1 2 第二項から第九項までの規定は、第十項に規定する個別支援計画の変更について準用する。

個別支援計画は、できる限り居宅における生活への復帰等を念頭において、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案することとされている¹⁷。

個別支援計画の実施状況の把握と、個別支援計画を変更すべきかの見直しは、少なくとも6か月に1回以上行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこととされている（日住省令第15条第10項）。入所者ひとりひとりに対しどのような支援を提供するか、入所者の変化をつぶさに見て支援のあり方を点検する姿勢が求められる。

コラム：「できる限り」の本質は、ひとりひとりに合わせた支援

省令や通知では、「できる限り居宅における生活への復帰等を念頭において」とされているが、この「できる限り」という言葉の本質は、「ひとりひとりに合わせた支援」ということである。

日常生活支援住居施設では年齢や障害特性、適応行動特性、触法歴など、さまざまな生きづらさを抱えた、幅広い利用者が暮らしている。したがって、目標や支援方針もさまざまに異なる。

「いま、この人に何が必要なのか」という視点で考えると、拙速に居宅移行を目指すのではなく、日常生活支援住居施設で一定程度時間をかけた支援を受けたほうがよいケースもあるだろう。逆に、本人や周囲が「居宅生活への復帰は難しい」と思っているケースであっても、ひとつひとつ課題をクリアしていけば、最終的には居宅生活へ移行していけるケースも想定される。

同時に「居宅における生活への復帰」がすべてのケースで望ましいとは限らないことにも留意が必要である。居宅よりも日常生活支援住居施設がより適しているケースや、状況によっては、次の住まいは居宅よりも入所施設が適しているケースもあるだろう。また、日常生活支援住居施設とその近隣環境自体が、本人にとっての居所（home、帰るところ）になっているケースも考えられる。

個別支援計画の作成・見直しにあたっては、「画一的に居宅移行ありきで考えないこと」「ひとりひとりに合わせた支援を目指すこと」が肝要である。

¹⁷ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の3（1）。

(10) 社会生活上の便宜の供与等

日住省令では、社会生活上の便宜の供与等について、次のとおり定めている。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二十一条 日常生活支援住居施設の従業者は、入所者本人が日常生活及び社会生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等を行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て代わって行わなければならない。

2 日常生活支援住居施設は、前項の手続等を行うに当たっては、当該入所者に係る保護の実施機関と連携しなければならない。

日常生活支援住居施設の従業者は、郵便、証明書等の交付申請等、入所者が必要とする手続き等について、入所者本人が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その入所者の同意を得た上で代行しなければならない¹⁸。特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確認を得ることとされている¹⁹。

(11) 地域との連携

日住省令では、地域との連携について、次のとおり定めている。

(地域との連携)

第二十二条 日常生活支援住居施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

介護保険サービスを利用していれば、そのコーディネートは介護支援専門員が担うし、障害福祉サービスを利用していればそのコーディネートは相談支援専門員が担う。成年後見人等が選任されていれば財産管理と身上監護を成年後見人等が担う。しかしながら、その前段階の、要介護認定を受ける、障害者手帳を取得する、成年後見等開始の審判申立てをするといった「適切な窓口に行き、手続きする」ことを、当事者が単独で行うことは難しい場合もままある。適切なサービスに「つなぐ」機能、また当事者と一緒に手続きする・同意を得て代わって手続きするといった機能が、日常生活支援住居施設に求められている。

適切な外部サービスに「つなぐ」必要があるというのは、言い換えれば、入所者の生活は日常生活支援住居施設の中だけで完結するのではないということである。居宅で生活している場合と同様に、入所者は様々な通所サービス・訪問サービスを利用できるし、地域の活動に参加することもあるし、次の住まいとして居宅や施設へ移っていくこともある。日常生活支援住居

¹⁸ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の9。

¹⁹ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の9。

施設は、個々の入所者の心身の状況等をふまえ、活用できる資源を組み合わせるニーズに応じていくことが求められる。

(12) 認定

日住省令では、日常生活支援住居施設の認定要件について、第1条で次のとおり定めている。日住省令第2条から第6条では、認定の申請、辞退、取消し等について規定されている。

(認定の要件)

第一条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第三十条第一項ただし書の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 都道府県、市町村又は法人が経営しているものであること。
- 二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十八条の二第一項に規定する社会福祉住居施設（同法第二条第三項第八号に規定する事業を行う施設に限る。）であって、当該施設を経営する者が同法第七十二条の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分を受けていないこと。
- 三 第三章及び第四章に定める人員並びに設備及び運営に関する基準に従って将来にわたり適正な事業の運営をすることができる施設と認められること。
- 四 当該施設を経営する者が、第六条第一項の規定による日常生活支援住居施設の認定の取消し又は社会福祉法第七十二条の規定による経営の停止を命ずる処分を受けから五年を経過していない者でないこと。

2 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第二条第四項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項及び第二条第四項において「中核市」という。））においては、当該指定都市又は中核市の長をいう。以下同じ。）は、法第三十条第一項ただし書の規定による認定を受けようとする施設が主として利用される地域において、日常生活上の支援が必要な要保護者の分布状況その他の状況からみて認定の必要がないと認めるときは、当該施設の認定をしないことができる。

日常生活支援住居施設を認定するのは、都道府県、指定都市及び中核市（以下、「都道府県等」という。）の長である。日常生活支援住居施設は日住省令に定められた基準に従って事業運営をしなければならないが、認定申請時において、当該基準に適合しない事項が確認された場合であっても、都道府県等は当該事項の改善について指導した上で、改善が図られていることが確認できれば、認定を行って差し支えないこととされている²⁰。

²⁰ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、

なお、通常は日常生活支援住居施設として居室を用い、必要時のみ空室を使用するような場合には、自立準備ホーム、救護施設の居宅生活訓練事業、生活困窮者一時生活支援事業においても日常生活支援住居施設の空室活用が可能である²¹。ただし、自立準備ホーム、居宅生活訓練事業及び生活困窮者一時生活支援事業のいずれにおいても、同一の利用者に対して、自立準備ホーム等の事業の利用と日常生活支援の委託とを重複して行うことはできない²²。

令和2年度以降、都道府県等は、日常生活支援住居施設の認定と、日常生活支援住居施設に対する指導検査の事務を実施することとなり、指導検査要綱と指導検査事項が定められた²³。都道府県等は、管内の日常生活支援住居施設に対して、関係法令、通知による事業運営にかかわる事項について検査等を行うとともに、運営全般について助言、指導を行うことによって、適正な事業運営を図るとされている²⁴。

(13) 人員配置

日住省令では、人員配置について、次のように定めている。

(従業者の員数)

第十条 日常生活支援住居施設には、入所者に対する日常生活上の支援を行う生活支援員を置く。

2 日常生活支援住居施設に置くべき生活支援員の員数は、常勤換算方法（施設の従業者の勤務延べ時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で、入所定員を十五で除して得た数以上とする。

3 日常生活支援住居施設は、生活支援員のうち次項に掲げる員数の者を生活支援提供責任者としなければならない。

4 生活支援提供責任者は、次の各号に掲げる入所定員の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる員数を配置するものとする。

一 入所定員が三十以下 一以上

二 入所定員が三十一以上 一に、入所定員が三十を超えて三十又はその端数を増す

第1の2(3)。

²¹ 厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設に関するQ&A（R2年9月版）、令和2年9月30日、p.3、Q2。

²² 前掲資料、厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設に関するQ&A（R2年9月版）、p.3、Q2。

²³ 日常生活支援住居施設の認定要件に関する指導検査要綱及び指導検査事項について、令和2年11月5日付け厚生労働省社会・援護局長通知、社援発1105第8号。

²⁴ 前掲資料、日常生活支援住居施設の認定要件に関する指導検査要綱及び指導検査事項について、別添1、1。

ごとに一を加えて得た数以上

5 生活支援提供責任者は、常勤職員であって専ら日常生活支援住居施設の業務に従事する者でなければならない。

無低省令第 13 条では、無料低額宿泊所の人員配置基準について次のように定められている。

(職員配置の基準)

第十三条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち一人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

入所定員が 5 人から 90 人までの日常生活支援住居施設について、配置すべき職員の数は表 2-1 のとおりである。

表 2-1 入所定員に対する日常生活支援住居施設の人員配置

| | 入所定員 5～30 人 | 入所定員 31～60 人 | 入所定員 61～90 人 |
|----------------------------|--|--|--------------|
| 管理者（生活支援提供責任者と生活支援員を兼務できる） | 専任 1 人以上 | | |
| 生活支援提供責任者 | 専従 1 人以上 | 専従 2 人以上 | 専従 3 人以上 |
| 生活支援員 | 常勤換算で定員を 15 で除した数以上 | | |
| | 例) 定員 20 人の場合 $20 \div 15 = 1.33 \dots$ 人以上 | 例) 定員 65 人の場合 $65 \div 15 = 4.33 \dots$ 人以上 | |

(14) 管理者

日住省令では、管理者について次のように定めている。

(管理者)

第十一条 日常生活支援住居施設には、その施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。

2 日常生活支援住居施設の管理者は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準

(令和元年厚生労働省令第三十四号) 第六条第一項に規定する施設長を兼ねるものとする。

3 日常生活支援住居施設の管理者は、当該日常生活支援住居施設の生活支援員及び生活支援提供責任者を兼ねることができる。

無低省令第 21 条で、無料低額宿泊所の施設長（日常生活支援住居施設の管理者）の責務は次のとおり定められている。

(施設長の責務)

第二十一条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(15) 生活支援提供責任者

生活支援提供責任者は、日住省令第 15 条に定められた個別支援計画を作成するほか、日住省令第 16 条に責務が規定されている。

(生活支援提供責任者の責務)

第十六条 生活支援提供責任者は、前条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 入所申込者の入所に際し、その者が現に利用している福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該日常生活支援住居施設以外における福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活及び社会生活を営むことができると認められる入所者に対し、必要な援助を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

日住省令第 17 条で、生活支援提供責任者は、日常生活支援住居施設に入所する被保護者について、保護の変更等の届け出をすることとされている。就労開始、病院への入退院、死亡や失踪などの状況の変化が生じた場合には、速やかに、当該被保護者の保護の実施機関へ届け出を行う²⁵。

²⁵ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、

また日住省令第 18 条では、秘密保持について定められており、生活支援提供責任者は、担当者会議等において入所者の個人情報を用いる場合や入所申込者の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、文書により当該入所者又は入所申込者の同意を得なければならないとされている。なお、この同意は、入居開始時に入所者から包括的な同意を得ておくことで足りる²⁶。

(16) 生活支援員

日住省令第 19 条で、生活支援員は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、入所者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならないとされている。

(17) 資格要件

日住省令では、管理者、生活支援提供責任者、生活支援員の資格要件について、次のとおり定めている。

(管理者及び従業者の資格要件)

第十二条 日常生活支援住居施設の管理者は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活支援提供責任者は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならない。

3 日常生活支援住居施設は、当該日常生活支援住居施設の生活支援員（日常生活支援住居施設の管理者及び生活支援提供責任者を除く。）が、できる限り社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

社会福祉法第十九条第一項は、社会福祉主事の任用資格について規定している。各号の内容は次のとおりである。

社会福祉法第十九条 (略)

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当

第4の5。

²⁶ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の6。

該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

- 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

日常生活支援住居施設の管理者は、いずれかの社会福祉主事任用資格があるか、社会福祉事業等に二年以上従事した経験があるか、またはこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

生活支援提供責任者は、いずれかの社会福祉主事任用資格があるか、またはこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。生活支援提供責任者に関しては、「これらと同等以上の能力を有すると認められるもの」とは「社会福祉事業及び生活困窮者自立支援法に基づく事業において、入所者の相談その他の支援業務に従事した年数が5年以上の者」とされている²⁷。なお、新規の認定申請時点において、現に当該施設において個別支援業務に従事している職員であって、当該業務に従事した年数が2年以上の者については「同等以上の能力を有するもの」として取り扱って差し支えないとされている²⁸。

管理者でも生活支援提供責任者でもない、単なる生活支援員には資格要件はないが、できる限りいずれかの社会福祉主事任用資格がある者とする努力義務がある。

(18) 提供拒否の禁止

日住省令第13条で、日常生活支援住居施設は、保護の実施機関から生活保護法第三十条第一項ただし書の規定による入所の委託の依頼を受けたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないとされている。

委託の依頼を拒むことができる正当な理由としては、施設の定員や職員体制から入所申込に応じきれない場合、介護や病気の治療等の委託申込者の状態から当該施設では適切な支援が困難である場合等が例示されている²⁹。

(19) 外部サービスの活用

日常生活支援住居施設の入所者は、住居施設に住みながら、住居施設が提供する日常生活支援以外の外部サービス、例えば医療、介護、障害福祉といった様々な通所サービス・訪問サービスを利用できる。また、制度というフォーマルな形ではなくとも、インフォーマルな資源と

²⁷ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第3の4（2）。

²⁸ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第3の4（2）。

²⁹ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の1。

しての、地域の活動に参加することもあるであろう。その際、日常生活支援住居施設は、入所者へのサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、入所者に特定の外部サービス事業者だけを利用させるよう働きかけるといってはならない。このことは、日住省令第23条に規定されている。

(事業者等からの利益収受等の禁止)

第二十三条 日常生活支援住居施設を経営する者及びその管理者は、個別支援計画の作成又は変更に関し、当該日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを当該計画に位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成若しくは変更又は支援の提供に関し、入所者等に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 日常生活支援住居施設を経営する者及びその従業者は、個別支援計画の作成若しくは変更又は支援の提供に関し、入所者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

入所者の外部サービス利用が、入所者の選択に基づき公正中立に行われるよう、特定のサービスを利用するよう指示等を行うことや、特定のサービスを利用させることの対償として外部サービス事業者等から金品等を収受することは禁じられている³⁰。

コラム：外部サービスの活用で、囲い込まない、抱え込まない

様々な外部サービスを活用することは、日常生活支援住居施設だけで囲い込まない（いわゆる「貧困ビジネス」の構図に陥らない）という意味でも、抱え込まない（キャパシティを超えて機能不全に陥らない）という意味でも、重要なことである。

(20) 調査への協力等

日住省令第24条第1項で、日常生活支援住居施設は、その提供した支援に関し、都道府県知事等や保護の実施機関からの報告等の求め、調査等に応じる義務があることが定められている。また、都道府県知事等や保護の実施機関から助言や指導を受けた場合は、それに従って必要な改善をしなければならない。同条第2項では、都道府県知事等や保護の実施機関から求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告しなければならないとされている。

³⁰ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の11。

(21) 会計の区分

日住省令第25条で、日常生活支援住居施設の経営にあたっては、住居施設ごとに経理を区分するとともに、日常生活支援住居施設における支援に係る会計をその他の事業の会計と区分しなければならないとされている。この場合、無料低額宿泊所と日常生活支援住居施設の運営に関して経理を区分する必要はない³¹。

³¹ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の13。

第3節 日常生活支援住居施設のあるべき姿

令和2年10月から制度として始まった日常生活支援住居施設であるが、実際にどのように運営されるものかは、これから実践が積み重ねられていく。法令を遵守するのは当然のこととして、法令は最低基準でしかない。法令の趣旨に則り、たとえ法令で規定されていないことであっても、入所者の利益のためによりよい運営を目指すべきである。

ここでは、日常生活支援住居施設での支援の理念、日常生活支援住居施設の活用の可能性といったものを整理する。

(1) 多様な生きづらさに寄り添うこと

日常生活支援住居施設には、「多様な生きづらさ」を抱えた人が入所する。日常生活支援住居施設は、高齢者・障害者・刑余者などといった分類にかかわらず、幅広く、住まい確保とそこでの生活に困っている人を受け入れ支援する場である。

コラム：日常生活支援住居施設の対象者の例

例えば、次のような人を受け入れることが考えられる。

- ・ 身寄り（親族）がない、または、身寄りがいても頼れる状況ではない人。
- ・ 高齢、障害などの理由で、ADL（日常生活動作）が低くアパートでの一人暮らしは難しいが、入所施設ほどの支援は必要ない人。
- ・ 訪問介護、訪問看護サービスを必要な頻度で利用できず、利用間隔が長くなってしまって適切に服薬ができない（飲み忘れ、飲みすぎ）状況の人。
- ・ 通所サービスを利用するための準備（着替えや薬や昼食代など）、片付け（洗濯など）を一人でするのが難しい人。
- ・ 幼少期に十分な養育を受けていなかったり、飯場、路上、刑務所等での生活が長かったりして、食事の準備、入浴、洗濯などの基本的な一人暮らしの生活スキルや習慣が乏しい人。
- ・ 他人との距離感をつかむのが難しく、新聞や宗教や定期購入物（水や健康食品等）の訪問勧誘を断れない人。
- ・ アルコール依存傾向のある人。

このような、「多様な生きづらさ」を抱えた人たちに、支援者として向き合うために、もつべき心構えについて考えるとき、それは一言で言えば「生きづらさに寄り添う」ということではなからうか。生きづらさを肩代わりすることはできないが、生きづらさを抱えながらも生きようとする当事者の可能性を信じ、そばに寄り添うことから支援は始まる。

(2) 他人を信じる気持ちを引き出すこと

「多様な生きづらさ」を抱えた人は、さまざまな経緯で人間不信の状態に陥っていることが多い。まずは、そのような人たちが、他人を信じる気持ちをもてるような支援が必要とされる。

人間不信の状態の人は、そこに至るまでに、なんらかの「助けてもらえなかった」経験をしており、その結果、「助けを求めても無駄」と思い込んでいる。助けてもらえと思わないので、

助けを求めることもしない。このような人間不信の状態の人に対して、「共にいてくれる存在、助けてくれる存在の証明が具体的な問題解決のための対処の成否を決定づける」³²。

他人を信じる気持ちを回復するのにかかる時間は、人間不信の状態に至るまでにかかった時間と同じくらいか、またはそれ以上となるだろう。他人を信じる気持ちは、外部からの直接的な働きかけによってというよりは、間接的な周囲の諸状況が整うことによって初めて入所者自身の内側から湧き起こってくる。日常生活支援住居施設の職員は、数週間から数か月という時間を入所者と共に過ごしながらか、生活全体にきめ細かく関わるなかで、徐々に入所者にとって「信じられる人」になっていく。

（3）社会的孤立解消の糸口となること

誰も独りでは生まれてこない。しかし、「多様な生きづらさ」を抱えた人は、その状態に至るまでの過程で血縁・地縁・社縁といったさまざまな縁、社会との関わりを喪失していることが多い。この「社会的孤立」は、生活を支える互助的なセーフティネットの喪失であり、社会資源につながる道の喪失であり、生きる意欲の喪失にもつながり、安心して生活できる場所の喪失である³³。これに対応する日常生活支援住居施設の特長として、住居であると同時に日常生活支援という「関わり」を提供するということが言える。日常生活支援住居施設自体が、ひとつの小さな社会であり、まず第一に、入所者はその社会に関わり、参加する機会を得る。

第二に、日常生活支援住居施設での個別支援計画に基づく支援を通して、入所者はさまざまな他の支援とつながることができる。日常生活支援住居施設が制度となる前から、生活保護、医療、介護、障害福祉といったさまざまな支援が制度として存在していたが、社会的に孤立した人たちには十分に届いていなかった。なぜなら、日本の福祉制度は基本的に申請主義（要件に該当する人が、自ら利用を申し出ることが前提）だからである。前項で触れたような、助けを求めない人には、支援があっても届かない。必要としている人に届かなければ、ないも同然である³⁴。日常生活支援住居施設の職員の役割のひとつは、この「必要としている人」と「支援」をつなぐ役割である。なお、ここでいう「支援」は、フォーマルな制度上の支援に限らず、インフォーマルな地域の活動、友人、知人なども含んでいる。日常生活支援住居施設に住みながら、訪問や通所の外部サービスを利用したり、地域の清掃活動などに参加したり、居宅で暮らしている知人を訪ねたりして、居宅移行後の生活のイメージをふくらませることができる。

一般的に「人付き合いの仕方」というのは改まって教わるようなものではなく、家庭、隣近所、学校、職場・取引先、地域など、人が成長する過程で社会と関わりながら、少しずつ経験を積み重ねて体得していくものである。日常生活支援住居施設の入所者の中には、さまざまな理由でその経験を積む機会を奪われたり、あるいは、過酷な経験をしたなどでそれ以上の関わりを拒んでしまったりして、人付き合いの仕方を体得できなかった人もいると考えられる。そ

³² 人材指針・研修ワーキングチーム、「総合相談支援センター」における人材育成の理念・方針・研修システム・運営体制—新たな生活困窮者支援体制の構築に向けて—、2013年3月31日、p.20。

³³ 前掲資料、人材指針・研修ワーキングチーム、pp.3-4。

³⁴ 前掲資料、人材指針・研修ワーキングチーム、p.11。

のような人たちにとって、日常生活支援住居施設の職員や、他の入所者（いわば、隣近所の人）との関わりは、人付き合いの経験を積み、さらに大きな社会と関わっていくための突破口となるだろう。職員は「こう言われるとうれしい」「そういう物言いをすると、言われたほうは傷つく」など、一般的には、「言わなくてもわかるでしょう」と思われていることも、あえて言葉にして伝えるなど、入所者がより経験値を蓄えられるような工夫をしてほしい。

こうして、社会とのつながり・関わりを回復すること（社会的孤立の解消）が、入所者の生きる意欲や安心した暮らしにつながっていく。

コラム：互助会による葬儀の取り組み

ある事業者では、入所者に限らず、日常生活支援住居施設をきっかけとして関わったあらゆる人（入所者、地域住民、元入所者、支援者、職員など）を対象とした互助会を組織している。主な活動は、会報誌の発行と配布・郵送、日常生活支援住居施設を拠点とした卓球・カラオケ・囲碁・将棋の集まり、毎月の誕生会、お花見やそうめん流しといった季節行事、会員相互にちょっとした手助けを依頼できる「お助け活動」、長寿やご結婚のお祝い・入院お見舞いのお渡し、そして葬儀である。

中でも大切にしているのが互助会員によって行われる葬儀、「互助会葬」であるとのこと。「葬儀をあげてくれる親族もない、お金もない。でも、誰かに見送られたいし、見送りたい。」という互助会員の想いに応え、葬儀を希望する方には、故人を「知っている」司式者（ほとんどが、長く支援に直接関わってきた牧師の方々）があたたかい式を執り行う。身寄りがなくても、出会ったたくさんの仲間たちが列席する葬儀である。列席者は、「自分もいつかはこういうふうに見送ってもらえる」と確信でき、残りの人生を生きる意欲につながっている。

（４）自律的な生活を支えること

日常生活支援住居施設は、入所者が希望して、住居施設を運営する事業者との契約に基づいて、利用する。個別支援計画も、作成までに入所者に説明し、入所者の意向を尊重し、入所者の同意を得る。支援提供の全プロセスにおいて、入所者の意向は十分に尊重されなければならない。とはいえ、入所者のリクエストに日常生活支援住居施設の職員がただ応えるというのは、望ましい支援とは言えない³⁵。入所者から最初に提示されるリクエストが、真のニーズとは限らない。真のニーズは、入所者と職員の対話の中で、入所者が判断・決定するものである。したがって、入所者の判断・決定を支援することが、日常生活支援のひとつである。

ここで気をつけなければならないことは、「支援者の判断・決定を押し付けない」ということである。支援する立場の者は、支援を受けている本人の判断・決定よりも、支援する者の判断・決定のほうが本人の利益になると、つい考えがちである。困らないように、失敗しないようにと、本人のためを思って、つい先回りしてしまう。しかし、失敗を経験しないということは本当に本人の利益なのだろうか。失敗も含め、すべての経験は、人生の糧になる。失敗させないということは、本人から機会を奪っているという側面もある。崖から落ちないためのガードレ

³⁵ 前掲資料、人材指針・研修ワーキングチーム、p.21。

ールではなく、崖から落ちても致命傷を受けずに済むセーフティネットのような支援こそが、入所者の自律的な生活につながっていく。日常の多くの時間を共に過ごしていることが、支援者と被支援者という力関係や、入所者の遠慮・諦めを生じさせ、自律的な生活を阻害する危険があることを、支援者は自覚しておいてほしい。「本当はアパートで独り暮らしをしたいが、職員が無理だと言うなら、そうなんだろう」「ここで暮らしたほうが安心だと職員が言うなら、そうなんだろう」といったように、意識的にしろ無意識的にしろ、他律的な生き方を入所者にさせてしまう危険は、常にある。

さらに、「多様な生きづらさ」を抱えた人は、何がニーズであるかの判断・決定をする以前に、そもそもどうしたいかというリクエストを出せないことが多いという点に留意が必要である。この背景には、幼少時に十分な養育を受けられなかったり、虐待を受けていたり、学校や職場でいじめを受けた、人生でつまづいたときに誰も助けてくれなかったなど、なんらかの「自分は大事にされなかった」という経験から、自分には価値がない、だめな人間だ、自分の人生はもうどうでもいいという思い込みがあるのではないだろうか。日常生活支援住居施設では、住居と同時に日常生活支援という「関わり」が提供される。職員や他の入所者や、外部サービスの提供者、地域の人など、他者と関わる場面では必然的に、入所者に役割がうまれる。最初のうちは助けられるばかりかもしれないが、いずれ、助ける役割を担うようになると、自分には価値があると思えるようになるだろう（自己有用感）。もっと言えば、たとえ助けられてばかりで、何一つ他者を助けることをしなくても、「自分はこれでいいのだ」という感覚（自己肯定感）がもてれば、自分の人生を生きようという意欲につながる。

自律的な生活の究極の形は、「ついのすみか」である。いかなる最期を迎えるか考えること、死と向き合うことは、生きることそのものである。住み慣れた住まいで最期まで暮らし、つながりのある人たちに看取られたいという気持ちは、誰も抱きうる。入所者が日常生活支援住居施設での最期を望むなら、その希望に応えたいものである。

（５） 日常を支えること

日常生活支援住居施設では、ひとりひとりの希望や課題を整理し、課題解決のための支援内容を盛り込んだ個別支援計画を作成する。課題は解決すべきものであり、課題は「ない」状態を目指すことになる。しかし一方で、課題がない人生というのはいりえない。それは、日常生活支援住居施設を出て居宅や入所施設での生活となっても同じことである。つまり、日常とはそもそも課題とともに生きることである。

課題には、入所者自身に取り組んだり、支援者が支援をコーディネートしたりすれば解決に向かう類のものと、どうしても根本解決には至らない、生涯付き合う類のものがある。日常生活支援住居施設では、前者のような課題に対して解決に向けた支援をしつつも、後者のようなすぐには解決しない課題、生きづらさを抱えた状態を日常として暮らしていけるような支援も同時に求められる。

コラム：「生きづらさ」を共有するミーティング

ある事業者では、入所者と職員とで定期的な「ミーティング」の機会を設けている。目的は、参加者同士の相互理解の深化や基本的信頼関係の強化を促し、ひとりひとりが生活の主体になることである。

共同生活の場では価値観や生活行動が多様な入所者が一緒に生活しているため、トラブルも発生しやすい状況にある。一般的には、トラブルを起こした当事者を非難し排除する方向に流れてしまいがちであるが、その事業者では、当事者が何故そのような行動をするのか(せざるを得ないのか)、原因となる本人の生きづらさを関係者全員が理解し、それぞれがどのように本人を支えられるかを考える機会としてミーティングを実施している。

また、イベントや日常生活上の役割分担を検討する際にもミーティングを開催することにより、利用者の相互理解や基本的信頼関係を深めたり、各自の役割意識を醸成することにもつながっているという。

ミーティングの実施にあたっては、職員と利用者との間の基本的信頼関係が構築されていること、また、入所者を個人としてではなく、他の入所者や周囲の人々との人間関係の中で捉えることが必要である。また、日頃から入所者との個別の話し合い、少人数でのミーティングを実施し、共感関係づくりに努めることが重要であるという。

(6) ネットワークで支援すること

日常生活支援住居施設の入所者の「生きづらさ」は、入所者だけが抱えるものではなく、担当職員ひとりが寄り添うものでもなく、ひとつの住居施設内やひとつの法人内だけで支援するものでもない。入所者と住居施設内外の様々な人・機関がそれぞれに関わるネットワークを構築し、ケースカンファレンスを通して連携しながら支援することが望まれる。

ネットワークによる支援は、入所者にとっては、頼れる先が多くある・選べるということでもあるし、ネットワーク構成員のいずれかに問題が生じたときも他の構成員によるフォローが期待できるということでもある。

支援を提供する主体にとっても、分担することによる負担軽減（抱え込み、燃え尽き症候群の防止）・専門分野への集中が可能になったり、多機関のそれぞれ異なる視点からの情報や知見が得られ支援の客観性が担保されたりといったメリットがある。ときには難しいケースで支援者が悩むこともあるだろう。そのようなときに、法人内外の関係者に意見を求めたり情報交換をしたり、チームとして支援していくことが、ひいては入所者の利益となる。

また、日常生活支援住居施設が居宅生活の支援をしている他団体と連携したり、居宅移行先となるアパートなどの社会資源を開拓したりすることにより、地域全体が「暮らしやすいまち」になることも見込まれる。

ネットワークによる支援は、社会的孤立解消の観点からも重要である。一度は日常生活支援住居施設に入所した人でも、生活するうちに状況が変わったり心情が変わったりして「他に行く当てはないが、でも、とにかくここには居たくない」と思うことがあるかもしれない。あるいは、粗暴な振る舞いをするなどで、事業者側から「これ以上の支援が難しい」という状況もあるだろう。そんなとき、その入所者にとってその日常生活支援住居施設は（少なくともその時点では）ふさわしくない場所になってしまっている。しかし、そこで入所者が当てもなく飛

び出して孤立無援になることは、避けなければならない。ネットワークの情報網や補完性を活かせば、一時退避的に病院や他の住居施設や入所施設を利用するようになり、そうしている間に次のふさわしい居場所を調整したり、その日常生活支援住居施設自体が再びふさわしい場所となるための体制を整えたりできる。どんな人も排除せず、つながり続け、受け止められる社会であるために、日常生活支援住居施設は、単独ではなくネットワークで対象者を支援することが必要である。

第4節 参考文献一覧

- 社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会、社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書、平成 29 年 12 月 15 日。
- 生活保護法、昭和 25 年法律第 144 号。
- 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について、令和 2 年 3 月 27 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知、社援保発 0 3 2 7 第 1 号。
- 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令、令和 2 年厚生労働省令第 44 号。【本文中では「日住省令」と略記】
- 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、令和 2 年 3 月 27 日付け厚生労働省社会・援護局長通知、社援発 0 3 2 7 第 3 号。
- 一般社団法人居住支援全国ネットワーク、令和元年度社会福祉推進事業 日常生活支援住居施設において提供される日常生活上の支援の内容及び支援を行う人材育成のあり方に関する調査研究事業報告書、令和 2 年 3 月。
- 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準、令和元年厚生労働省令第 34 号。【本文中では「無低省令」と略記】
- 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について（通知）、令和元年 9 月 10 日付け厚生労働省社会・援護局長通知、社援発 0 9 1 0 第 3 号。
- 厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準 Q&A、令和元年 12 月 13 日。
- 厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設に関する Q&A（R 2 年 9 月版）、令和 2 年 9 月 30 日。
- 日常生活支援住居施設の認定要件に関する指導検査要綱及び指導検査事項について、令和 2 年 11 月 5 日付け厚生労働省社会・援護局長通知、社援発 1 1 0 5 第 8 号。
- 人材指針・研修ワーキングチーム、平成 24 年度社会福祉推進事業 生活困窮者へのステージに応じた伴走型支援を行う人材育成の在り方に関する研究事業報告書、「総合相談支援センター」における人材育成の理念・方針・研修システム・運営体制—新たな生活困窮者支援体制の構築に向けて—、2013 年 3 月 31 日。

第3章 日常生活支援住居施設の個別支援計画の作成の在り方

第1節 日常生活支援住居施設とは

法律上の位置づけ、支援内容の概要は、前章を参照されたい。

(1) 日常生活支援住居施設の支援内容

日住省令第8条で、支援の内容は次のとおり定められている。

(支援の内容)

第八条 日常生活支援住居施設は、その入所者に対し、生活課題に関する相談に応じ、必要に応じて食事の提供等の日常生活を営むために必要な便宜を供与するとともに、入所者がその能力に応じて自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、第十五条第一項に規定する個別支援計画に基づき、家事等に関する支援、服薬管理等の健康管理の支援、日常生活に係る金銭の管理の支援、社会との交流の促進その他の支援及び関係機関との連絡調整を行うものとする。

単なる無料低額宿泊所と日常生活支援住居施設との大きな違いの一つが、日常生活支援住居施設では入所者ごとに個別支援計画を作成することである。個別支援計画については日住省令第15条に規定されている。個別支援計画とは、入所者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日常生活及び社会生活上の支援の目標及びその達成時期、支援を提供する上での留意事項等を記載した書面である³⁶。

日住省令第20条によれば、日常生活支援住居施設で提供される支援は、「家事等、服薬管理等の健康管理、日常生活に係る金銭管理、社会との交流の促進その他に係る日常生活及び社会生活上の支援」であり、定常的に必要となる身体介護等の行為は含まれていないことに留意すること。定常的な身体介護等が必要となる場合は、他の社会資源（介護保険や障害福祉等のサービス等）を活用することが想定されている。

個々の入所者に対して、どのような支援を提供するかについては、それぞれの入所者の状況に応じて個別支援計画の中に定めるものであるため、日住省令で列挙された支援内容を一律に提供する必要はあるものではない³⁷。

(2) 日常生活上の支援の基本指針

日住省令第9条で、日常生活支援住居移設での支援の基本方針について、次のとおり定められている。

³⁶ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の3（1）。

³⁷ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第1の9。

第九条 日常生活支援住居施設における支援は、第十五条第一項に規定する個別支援計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者がその能力に応じ自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 日常生活支援住居施設における支援は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に当該入所者の立場に立って行われるものでなければならない。

3 日常生活支援住居施設における支援は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、入所者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

4 日常生活支援住居施設における支援は、入所者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービスを行う者によるサービスに不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

5 日常生活支援住居施設は、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(3) 信頼関係構築の重要性

日常生活支援住居施設には、様々な理由で地域から受け止められずに孤立してしまった方の相談が寄せられる。例えば、行き倒れ状態で急迫保護（職権保護）となる方、DV被害を受けた方、本人の特性により社会では受け入れられない行動を繰り返したり、罪を犯す・罪を繰り返す中で地域では受け入れられなくなってしまった方、自分から社会との関わりを断つ方・そうせざるを得ない状況に追い込まれてしまう方などが考えられるが、これらはあくまで一例である。

こういった状況に置かれた方々も、かつては家族や友人など親しい関係の人が近くにいるような状態を受け止め、支えてくれていただろう。日常生活支援住居施設に相談があるケースは、社会とのつながりが途切れてしまい孤立状態となってしまうことが特徴的である点に着目すれば、「つながりや本人の力を取り戻していくこと」が支援をするための大前提として求められる。そのために、まずは支援者と本人との信頼関係の構築が求められる。

コラム：自殺するためある自治体を訪れ、自殺企図～行き倒れ、救急搬送されたケース

ある自治体を訪れて自殺企図し、行き倒れているところを通りかかった人に発見され救急搬送された。その後、一命を取りとめ病院へ入院となる。本人が自殺企図の前に身元を証明できるものの一切を処分していたため、氏名や年齢などの情報が全くわからなかった。本人は病院スタッフに心を開かず、自身のことを一切語ることはなかった。

その後とあるスタッフが、毎日本人のもとを訪ね、全く話してもらえなくても何かしらの関わりをもち続けた。スタッフの熱心な関わりから、入院から半月以上経ったある日、本人が心を開き、自身のことを語り始めた。自身の氏名、生年月日、出身地、頼れる身寄りがないことなど、事細かく話し、また今後の生活のことなどを話した。入院から1か月程経過の後に、本人は自殺企図した自治体を今後の生活の拠点とすることに決め、退院した。

信頼関係構築のためには、支援者側が、「本人のことが何もわからない状態にあること」「そもそもそのようになってしまった背景にあるもの」を含め、「ありのままの本人を受け止める」という視点が重要である。まずは、三食をしっかり摂ることができて、あたたかいお風呂に入り、あたたかい布団で眠ることができる衣食住が整った状態を取り戻し、本人が自身のことを整理できるようになった上で、「ここにだったら居られそうだ」と思ってもらうことが信頼関係構築のための大前提と言えるのではないか。

これまで家族が担ってきた関わりや役割を意識し、人と人との信頼関係の構築を整理してみると、一朝一夕には成しえないことであるのを念頭におきながら、前のめりになりすぎず、出しゃばらないようにしつつ、それでも関わり続けていくことの大事さが改めて浮き彫りになる。心を開いてもらうことができるまでの期間については一概に言い切れるものではなく、本人が負った心の傷などがどれだけ回復してくるかによって変わってくる。

(4) 支援提供プロセス

日常生活支援住居施設での支援提供は、おおむね図 3-1 のプロセスをたどる。

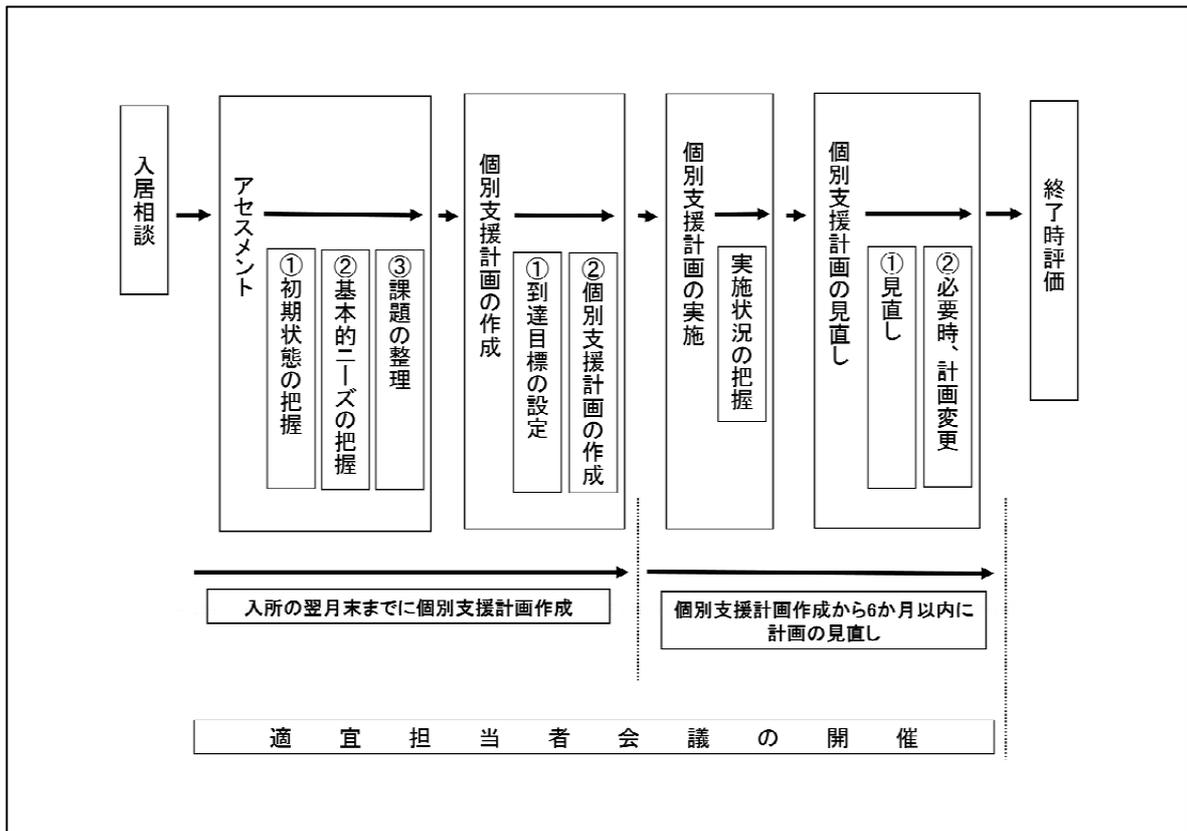


図 3-1 日常生活支援住居施設での支援提供プロセス

(4-1) 入所

日常生活支援住居施設は、生活保護法第 30 条ただし書きの規定により、福祉事務所が日常生活上の支援の必要性があると判断した者について、日常生活支援住居施設に対して支援の委託を行うものである³⁸。

日常生活支援住居施設に要保護者から直接入所申込みがあった場合には、原則として、事前に生活保護の申請及び福祉事務所への委託の可否の判断を経た上で、委託の必要があると福祉事務所が判断した場合において入所となる³⁹。要保護者のみならず、関係機関から入所相談が寄せられた場合も同様の流れとなる。

なお、委託の必要性があるかは福祉事務所が判断するが、実際に日常生活支援住居施設に入所するかは本人の希望による。福祉事務所としては、活用可能な施設の選択肢として提示した上で、本人が入所先等を選択する⁴⁰。

³⁸ 厚生労働省社会・援護局 保護課、生活保護関係全国係長会議資料、令和 2 年 3 月 5 日、第 3 の 2 (4) ア。

³⁹ 前掲資料、厚生労働省社会・援護局 保護課、第 3 の 2 (4) イ (ウ)。

⁴⁰ 前掲資料、厚生労働省社会・援護局 保護課、第 3 の 2 (4) イ (イ)。

委託及び入所の際の手続きとしては、入所者と施設間での入所契約を締結するのにあわせて福祉事務所から日常生活支援住居施設に支援依頼を行うこととなる⁴¹。

福祉事務所から委託先の日常生活支援住居施設へ、支援を委託したい旨の依頼が送られ、日常生活支援住居施設はそれに回答する。なお、日住省令第13条で、日常生活支援住居施設は、保護の実施機関（福祉事務所）から生活保護法第三十条第一項ただし書の規定による入所の委託の依頼を受けたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないとされている。委託の依頼を拒むことができる正当な理由としては、施設の定員や職員体制から入所申込に応じきれない場合、介護や病気の治療等の委託申込者の状態から当該施設では適切な支援が困難である場合等が例示されている⁴²。

保護の申請があった際に緊急的に当面の居所を確保する必要がある場合、これまでも保護施設や無料低額宿泊所、簡易宿泊所その他の宿泊施設等が活用されてきたが、このような緊急的な居所の確保として福祉事務所が日常生活支援住居施設へ入所させる場合には、日常生活上の支援が必要かどうかの判断等が十分に確認できていない状況であっても、委託の対象として差し支えないこととされている⁴³。ただし、緊急で入所した後、福祉事務所は速やかに支援委託の必要性について確認し、仮に居宅生活が可能等と判断された場合には、居宅への移行の支援又は日常生活支援住居施設でない無料低額宿泊所への転所等の支援を行う⁴⁴。

支援委託の必要性についての福祉事務所による確認の際、その入所者の状態が日常生活支援住居施設相当ではなく、さらに手厚い支援が必要（入所施設等が相当）と判断され、日常生活支援住居施設へ支援を委託したい旨の依頼がされないことがあるが、その場合でも、日常生活支援住居施設と福祉事務所との相談や協議を重ねるなかで最終的に依頼がされる場合もあるため、十分に相談を行うこと。

（４－２）個別支援計画に基づく支援

生活支援提供責任者は、日常生活支援住居施設の入所者ひとりひとりについて、個別支援計画を作成する（日住省令第15条第1項）。作成にあたっては、必要に応じて、担当者会議（生活支援提供責任者が個別支援計画の作成のために当該個別支援計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議）の開催等により、当該個別支援計画の原案の内容について説明を行うとともに、当該担当者から、専門的な見地からの意見を求めることができる（日住省令第15条第5項）。

なお、生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たり、その内容について、あらかじめ、当該個別支援計画の対象となる入所者を委託した福祉事務所に協議し、同意を得なければならない（日住省令第15条第6項）。また、生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たり、その内容について入所者に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない

⁴¹ 前掲資料、厚生労働省社会・援護局保護課、第3の2（4）ア。

⁴² 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の1。

⁴³ 前掲資料、厚生労働省社会・援護局保護課、第3の2（4）イ（ウ）。

⁴⁴ 前掲資料、厚生労働省社会・援護局保護課、第3の2（4）イ（ウ）。

い（日住省令第 15 条第 7 項）。

生活支援提供責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を入所者に交付しなければならない（日住省令第 15 条第 8 項）ほか、個別支援計画を作成した際には、その写しを当該個別支援計画の対象となる入所者を委託した福祉事務所に遅滞なく提出しなければならない（日住省令第 15 条第 9 項）。

（４－３）個別支援計画の見直しと必要に応じた変更

生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、少なくとも 6 か月に 1 回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行わなければならない（日住省令第 15 条第 10 項）。

個別支援計画の見直しは最低でも 6 か月に 1 回行うこととされているが、新規ケースで計画作成し、開始したばかりの段階において、特にニーズや意向の変化などで個別支援計画がうまく展開できない場面が起こりえる。そのような場合に適宜個別支援計画を変更できるよう、個別支援計画の実施状況をこまめに把握しておくことが望ましい。

モニタリングのため入所者と面談をする際、本人の意向と現状をみる生活支援提供責任者に必要な視点は以下のとおりである。

- ① 生活支援員、外部のサービス事業所、医療機関等が本人の意向に対して適切な支援等を提供できているか。できていなければなぜそのようなことが起こっているのか。
- ② 個別支援計画がどのように本人の生活に変化をもたらしたか（いい面、そうではない面も含めて）。
- ③ 個別支援計画であげられた目標は達成されたか。未達成の場合計画の進捗やどの程度の時間をかければ達成できるか、達成するためにあとどれくらいの期間を要するか。そもそも計画が途中で本人の意向やニーズと乖離したものになっていなかったか。
- ④ 入所者が新たにできるようになったことは何か。例えば、作れる料理が何品目増えた、内服薬を自分で 3 日分管理できるようになった、お金を 3 日分管理できるようになったなど。
- ⑤ 新たな課題・ニーズは発生していないか。例えば、加齢や疾病等による心身機能の低下によってできなくなったことがあるなど。

モニタリングでは、上記の視点到留意し、入所者及び入所者を取り巻く環境等について評価し再アセスメントしていく。また、家事（調理、掃除、洗濯などが一定のレベルでできる）、体

調管理（定期的な通院や内服を忘れずにできるか）、金銭管理（1週間に一度程度の期間内でお金を自分で計画して使うことができるなど）等の能力が、居宅での単身生活に移行できそうなレベルに達している方については、福祉事務所とも協議して検討することが望まれる。

入所中に加齢や疾病等の心身状態の低下により、入所している日常生活支援住居施設で提供される生活支援や外部の福祉サービスで受けられる支援量を超える生活支援等を必要とする入所者や、医療ニーズを要する入所者も出てくると考えられる。そのような場合には、本人や福祉事務所との協議により、状態に対応した支援がなされる社会福祉施設等への転所を検討する。

（４－４）居宅生活への移行⁴⁵

日常生活支援住居施設から居宅への移行にあたり、入所者の意向が顕在化・明確化している場合は、単身生活に向けて個々の入所者の不足している能力や移行にかかる必要な手続き・物品の選定を行っていくことを想像しやすい。しかし、本人が自信を失っていたり「こんなことを施設側に言ったら迷惑になってしまうのではないか」、「自分はもう単身生活をするのができないのではないか」などと諦めてしまっている入所者も一定数存在すると思われる。そのような方々に対しても支援者側から単身生活への移行を積極的に応援し、入所者本人の挑戦したい気持ち呼び起こしていくことが重要である。

居宅移行の流れは図 3-2 のとおりである。

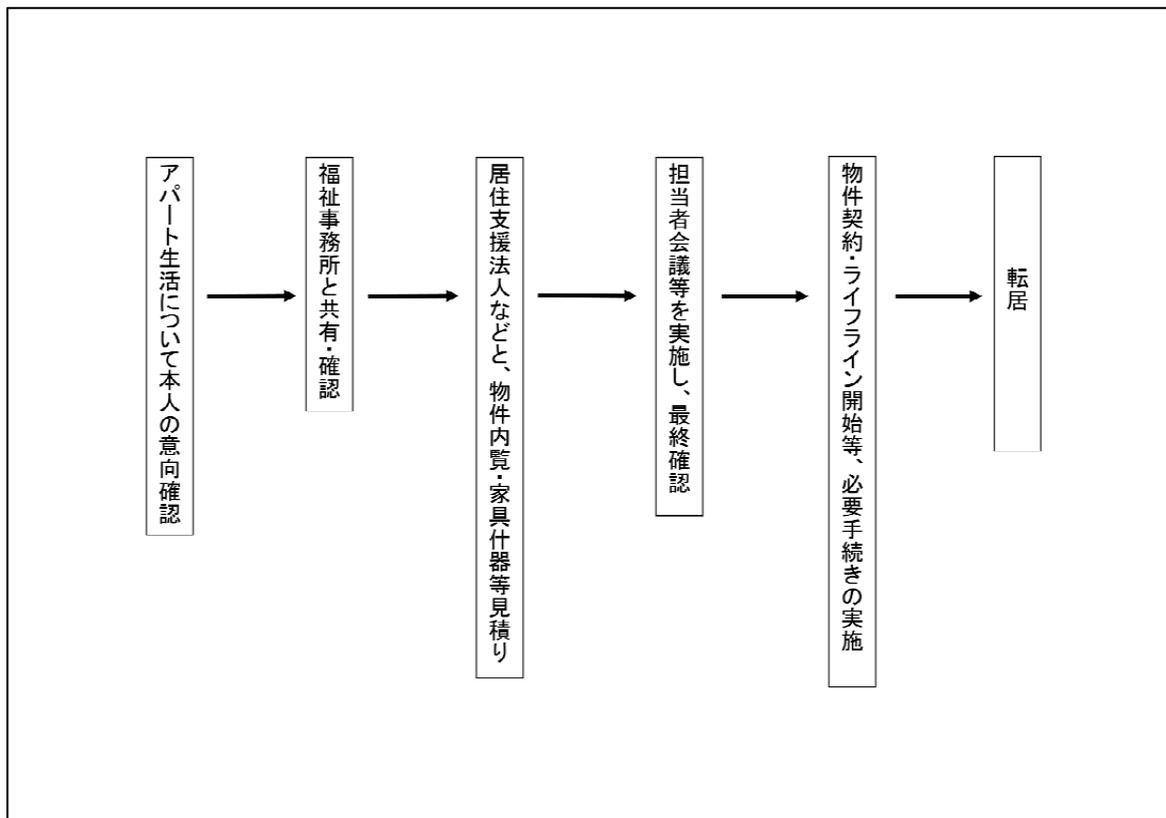


図 3-2 居宅移行の流れ

⁴⁵ 令和 2 年度 2 次補正予算で新設された居宅生活移行緊急支援事業については自治体により実施状況が異なるため今回は言及を控える。

居宅での単身生活について、入所者の意向が確認され、状況が整っている場合、福祉事務所とも協議する。転居日の決定にあたって、転居費用等（アパート初期費用のうち、家賃・敷金・礼金・火災保険料、家具什器代・布団代等）が生活保護から出る方は保護費支給に合わせて転居日を設定するとよい。受給した保護費の中から転居費用等を貯めることを認められている方は、すでに貯まっている額をふまえ予算上限を検討したり、転居時期を調整するとよい。

福祉事務所から居宅移行の了承が得られたら、物件の内覧をおこなう。ここでも必要に応じて、初期費用や購入が必要な物品の見積もりをとる。

居宅移行後の生活・支援体制についても、関係者と入所者本人とで共有をすすめる。担当者会議等を適宜実施し、最終確認をする。

引っ越し前に必要な手続きとして、転居日に合わせて、水道・電気・ガスなどライフラインの開始手続きをしたり、家具什器の購入・配送の手配、住民票の異動（転出・転入）手続きを支援する。

本人の居宅移行後も、日常生活支援住居施設は、本人の生活を支える関係者の一つとして、郵便物の転送の手続きや、銀行口座等の登録住所の変更手続きの支援や、制度サービスの利用が円滑に行われるように連絡調整するなど関わり続けることが望ましい。

（４－５） 他施設への転所

場合によっては、入所者の心身の状況等の低下や入所者の希望により、当該日常生活支援住居施設以外への転所を支援することもある。日常生活支援住居施設は、自ら適切な支援を提供することが困難と認めた場合や入所者が他の施設等への転所等を希望する場合、福祉事務所にその旨を伝え、必要な対応について依頼を行うとともに、転所先の施設等へは本人の希望や状況等について引継ぎ等を行うなど必要な支援を行うこととされている（日住省令第 14 条第 4 項）⁴⁶。

他施設への転所を支援するケースとして、入所者の加齢・疾患等による心身状態の変化により、日常生活支援住居施設では適切な支援を提供することが困難となる場合が想定される。例えば、入所者の認知機能が低下するなど「食事の準備・摂取が入所者自身できなくなり、食事の準備や食事の直接介助などの対応が必要」「失禁等による清拭やおむつ交換等の対応が常時必要」という状態になると、日常生活支援住居施設では適切な支援を提供することが困難である。

また、緊急的に受け入れたが、アセスメントの結果、他施設への転所を支援するケースも想定される。例として「住まいやお金がなく行き場をなくした状況で、緊急の居所確保として日常生活支援住居施設で受け入れた。しかし、アセスメントをおこなったところ、実際には必要となる支援の種類・頻度（量）が当該住居施設の提供できる能力を超えてしまう状態の入所者だった」というケースを考えてみよう。このようなケースの対応としては「介護保険等の高齢者向け施設や障害福祉の居住系サービスなどで次の住まいが見つかるまでの間のみ、日常生活

⁴⁶ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第 4 の 2（2）。

支援住居施設で受け入れる。すみやかに次の住まいとなる社会福祉施設等への転所を支援する」という対応が考えられる。

他施設への転所の流れは図 3-3 のとおりである。入所者本人の意向を確認しつつ、福祉事務所と協議する。次の入所候補施設の情報収集をし、福祉事務所とも共有しながら、転所可能な施設への入所申し込み手続きを支援する。待機が必要な場合、転所までの間、日常生活支援住居施設で必要な支援や環境調整をおこなう。

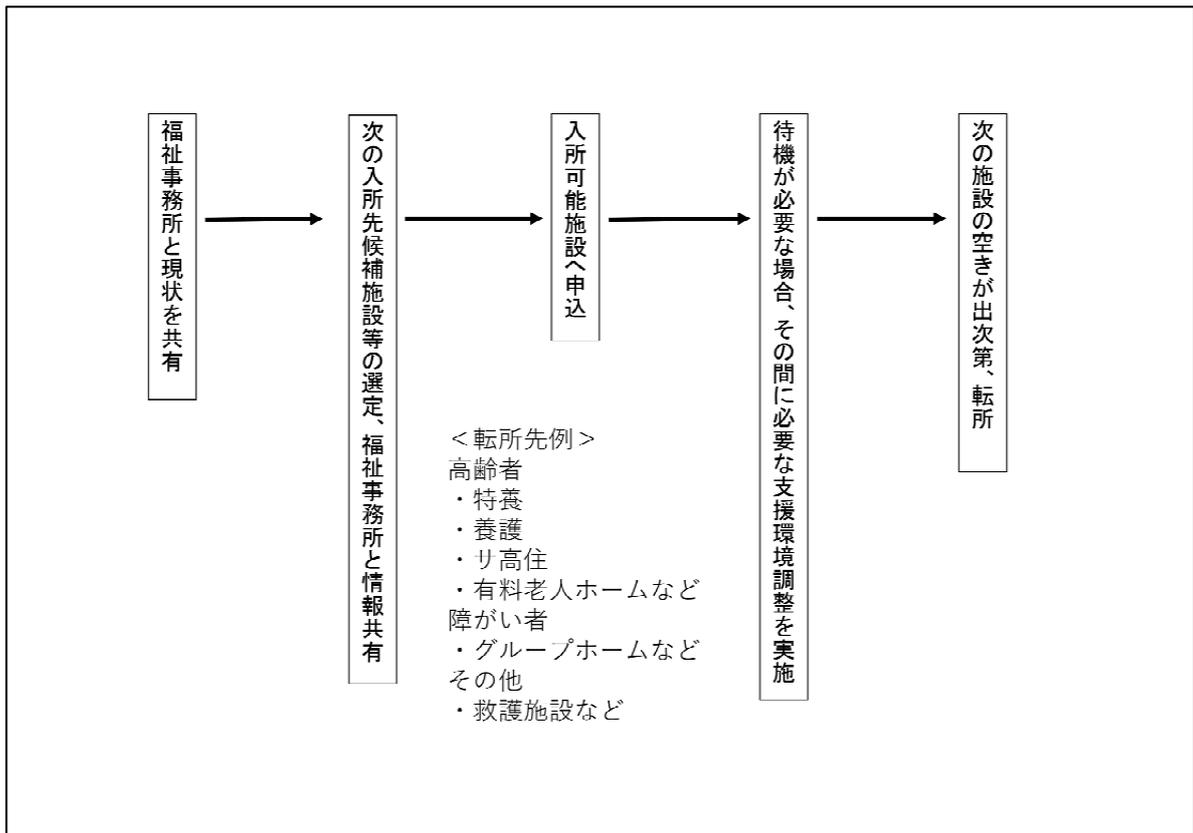


図 3-3 他施設への転所の流れ

第2節 個別支援計画とは

日住省令第15条に規定される個別支援計画とは、入所者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日常生活及び社会生活上の支援の目標及びその達成時期、支援を提供する上での留意事項等を記載した書面である⁴⁷。生活支援提供責任者は、少なくとも6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行わなければならない（日住省令第15条第10項）。日住省令第9条で、日常生活支援住居施設における支援は、個別支援計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者がその能力に応じ自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならないとされている。

個別支援計画に基づく支援展開のイメージを図3-4に示す。

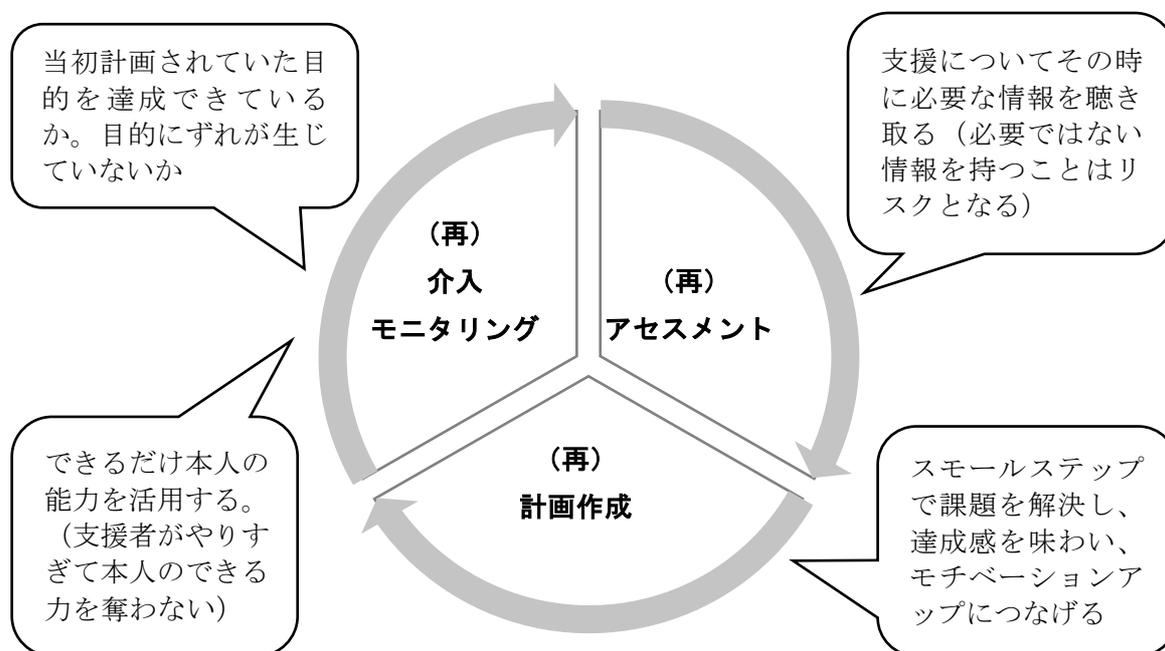


図 3-4 個別支援計画に基づく支援展開

⁴⁷ 前掲資料、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、第4の3（1）。

第3節 個別支援計画の作成と展開

個別支援計画作成と、その後の計画に基づく支援は、大きく分けて次の5段階で展開し、繰り返していく。

- (1) インテーク：信頼関係構築、情報収集、スクリーニング
 - (2) アセスメント：初期状態の把握。情報収集、ニーズ整理
 - (3) プランニング：ニーズに対する目標・支援内容等を盛り込んだ計画を作成
 - (4) モニタリング・再アセスメント：計画に基づく支援提供と状況評価
 - (5) 再プランニング：計画の見直し、必要に応じて計画の変更
- < (2)・(3)・(4)・(5)の一連が展開したら >
- (2)に戻り、再度同じ手順で展開を続けていく。

(1) インテーク

インテークとは、一般的に「最初の面談」を指す。この段階では、相談者との信頼関係構築、情報収集、スクリーニング（対象者であるかどうかのふるい分け・確認）がおこなわれる。

通常は福祉事務所で一定程度、相談者についてのスクリーニングがなされ、福祉事務所が日常生活支援住居施設に支援を委託することが相当と判断し相談者が入所を希望してから、日常生活支援住居施設へ依頼がある。しかし、続いて福祉事務所からの依頼を受けた住居施設側が相談者と面談等を行うと、新たな情報が得られ、実は日常生活支援住居施設は相談者にとってふさわしい場所ではないことが判明して、さらに他機関へリファー（紹介し、つなぐこと）が必要となるケースもある。従って、福祉事務所からの依頼を受けて、相談者と最初の面談等を行うときは、日常生活支援住居施設の対象者であることを確認しつつ、信頼関係構築に努める。

相談があった時点では、相談者は家族や友人など頼れる人とのつながりが切れている状態であることが多い。本人がどうしたらいいかわからず、そこまで気持ちがついていないかもしれないことに配慮しつつ、入所の希望について確認していくことが必要である。

スクリーニングとそれに伴うリファーが必要なケースとしては次の例のような場合が想定され、関係機関との間で慎重な対応が求められる場合がある。

(例1) 必要な医療を受けてからの入所が望まれる相談者

精神症状により自傷他害の可能性があるが、精神保健福祉法に基づく措置入院や医療保護入院にまで至らない状態像の相談者、高熱など急性期病院での内科治療が必要な相談者など。

このような相談者は、保健・医療機関へリファーして、必要な診察・治療等を受けてから、日常生活支援住居施設等の福祉機関につながることを望ましい。

※この例のようなケースは、生活困窮者自立支援制度の、一時生活支援事業の相談者とも重なる部分である。一時生活支援事業を実施しておらず日常生活支援住居施設のみが設置されている自治体で、例1のような対応を迫られる可能性がある。

(例2) 反社会的勢力等との関わりや、犯罪行為等をしている可能性がある相談者

暴力団等反社会的勢力との関わりが明らかになった相談者については、平成18年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知「暴力団員に対する生活保護の適用について（通知）」等に照らして、福祉事務所と連携し対応すること。また、相談者が捜査機関から犯罪の嫌疑を受けて捜査や訴追されていると明らかになった場合、福祉事務所と取り扱いを確認しながら対応すること。

※ 相談者が、福祉事務所（公的な機関）の職員には言い出しづらく話せないなどで、福祉事務所では発覚しないまま日常生活支援住居施設に支援を委託したい旨の依頼がなされ、日常生活支援住居施設の職員が面談で話をきくなかで発覚することが想定される。

(2) アセスメント

アセスメントの流れは図3-5のとおりである。

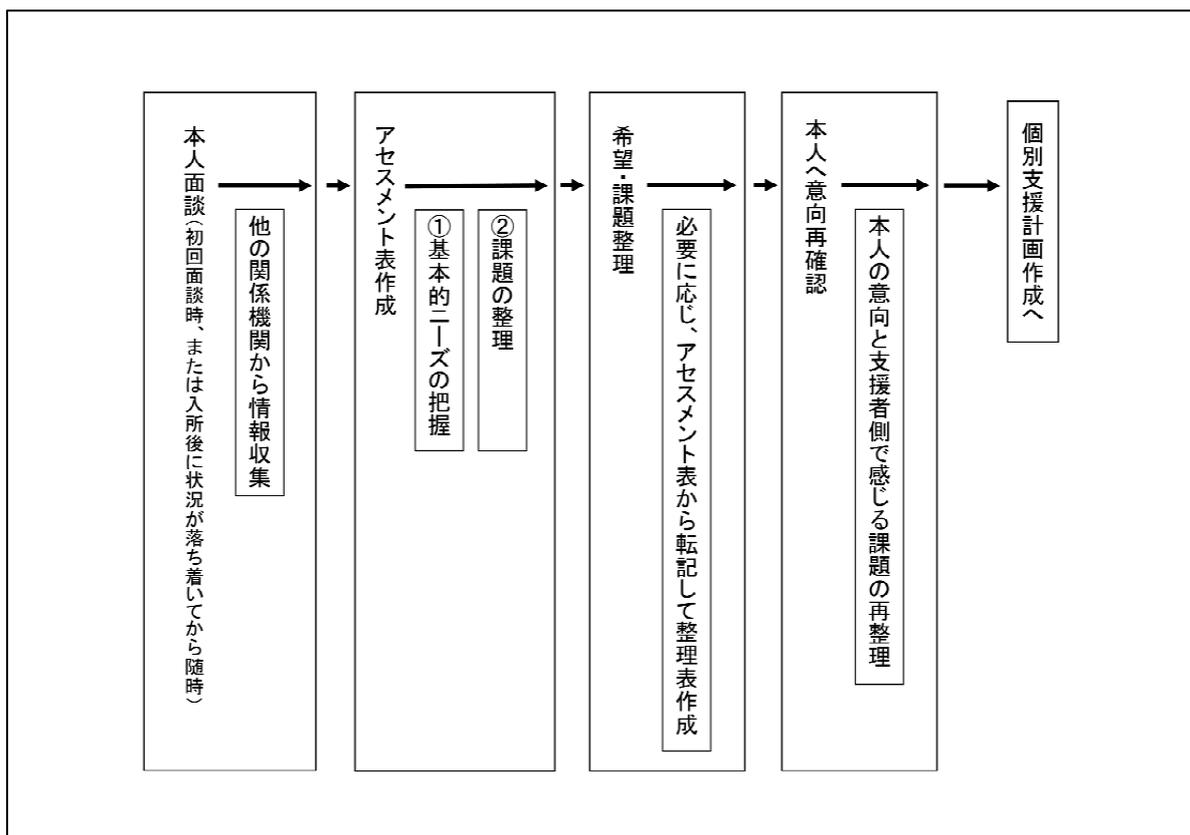


図 3-5 アセスメントの流れ

日住省令第 15 条第 2 項で、アセスメントについて次のとおり定められている。

第十五条 2 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて入所者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

日住省令第 8 条で、日常生活支援住居施設の支援内容として「個別支援計画に基づき、家事等に関する支援、服薬管理等の健康管理の支援、日常生活に係る金銭の管理の支援、社会との交流の促進その他の支援及び関係機関との連絡調整を行う」とされていることから、アセスメントの項目としては少なくとも次の点を含んでいなければならないと言える。

- ・家事等に関すること
- ・服薬管理等の健康管理に関すること
- ・日常生活に係る金銭の管理に関すること
- ・社会との交流に関すること

アセスメントの項目や視点の例としては、令和 2 年 3 月 27 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知「無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について」の別添 2 に「本人の状態像の例」として記載されている表が参考になるので、次に図 3-6、図 3-7 として引用する。

別添2 本人の状態像の例

- 下表については、要保護者に生活保護を適用する場合において、適切な居住の場及び必要な日常生活上の支援を提供するための目安として、要保護者本人の状態像の例を示したものである。日常生活支援住居施設へ日常生活支援の委託を行う対象者については、概ね下表のうち、「本人の状態に応じた生活支援」及び「状況確認・必要に応じた相談助言」の欄に該当する場合は想定される。
- ただし、当該本人の状態像の例については、あくまでも委託対象とする者の選定の目安であることから、当該欄に該当する数等で委託の可否を決定するものではなく、また、下表欄の支援が必要な状態であっても、他の福祉サービス等の活用により居宅生活が可能と判断される場合には居宅による保護が優先されるものであることに留意が必要である。

| 項目 | 視点 | 生活全般に渡る支援 | 本人者の状態に応じた生活支援 | 状況確認・必要に応じた相談助言 | 定期的な確認・見守り等の支援 | 日常生活自立 |
|-----------|---------------------------|-----------------------------|---|---|---------------------------------------|--------------------------|
| 金銭管理 | 収入等に応じた計画的な消費ができるか否か。 | 金銭の価値や、使用方法など基本的な理解が不足している。 | 家計管理について意識がほとんど無く、公共料金を滞納したり、数日間で浪費してしまう。 | 家計管理について意識が乏しく、月の途中で生活費を使い果たしてしまうことが度々ある。 | 家計管理について一定の意識はあるが、月末に生活費が不足することが時々ある。 | 残金等を意識して買い物等ができる。 |
| 健康管理・衛生管理 | 疾病等がある場合、必要な服薬や通院ができているか。 | 病識等がなく、治療の必要性について理解していない。 | 服薬等の治療の必要性について意識が乏しい。 | 服薬を忘れてたり、一度に服薬してしまうことが度々ある。 | 治療の必要性は理解しているが、服薬を忘れてしまう場合が時々ある。 | 特段の疾病はない又は服薬等は自己管理できている。 |
| | アルコール等への依存があるか。 | 依存症の認識等がなく、問題行動等を繰り返す。 | 依存症の認識はあるが断酒等の対処ができていない。 | 断酒等の意思はあるが、飲酒してしまうことが時々ある。 | 依存症又は依存傾向はあるが、断酒等が自己管理ができていない。 | 依存症の傾向は見られない。 |
| | 入浴や着替えなどの衛生管理ができるか。 | 入浴や着替えについて介助等が必要。 | 衛生管理の意識がほとんど無く、入浴等について繰り返し声かけが必要。 | 衛生管理の意識に乏しく何日も入浴しないことが度々ある。 | 衛生上の問題が生じるほどではないが、入浴等を怠ったりする傾向がある。 | 特段の問題は見受けられない。 |

図 3-6 本人の状態像の例 1/2 48

| 項目 | 視点 | 生活全般に渡る支援 | 本人者の状態に応じた生活支援 | 状況確認・必要に応じた相談助言 | 定期的な確認・見守り等の支援 | 日常生活自立 |
|--------------|-------------------------------|-------------------------------------|--|--|---|-------------------------------|
| 炊事洗濯等 | 食事の支度が自分自身でできるか。 | 食事行為そのものについて介助等が必要。 | 自分自身では食事の支度等が困難。 | 市販品の購入はできるが、食事の内容等に問題等がみられる。 | 総菜等を購入したり、電圧レンジを使うことができる。 | 自分自身で調理等ができる。 |
| | 掃除・洗濯が自分自身でできるか。 | 掃除・洗濯が自分自身ではできない。 | 具体的な指示や部分的な支援があればできる。 | 掃除・洗濯が適切に行われないなど、声かけが必要な場合がある。 | 基本的には自立しているが、ゴミ捨ての状況など確認が必要な場合がある。 | 自分自身で掃除や洗濯ができる。 |
| 安全管理 | 火気等の管理など安全管理ができるか。 | 火気などの危険性に関する理解や認識が不足している。 | 火気の取扱いの制限など、一定の管理が必要。 | 機器等の使用ルールの徹底など、一定の管理が必要。 | 能力等の低下等、予防的観点からの注意が必要。 | 特段の問題は見受けられない。 |
| 理解・コミュニケーション | 生活する上で決まりごとなど理解したり、問題解決ができるか。 | 理解能力に不足があり、生活を送る上で、常に声かけや具体的な指示が必要。 | 理解能力に不足がみられ、声かけや具体的な指示が必要な場合がある。 | 十分な理解能力があるとは言えないが、繰り返し説明をすれば理解が可能。 | 日常生活上は特段の問題はないが、各種手続きなど複雑な事項については支援等が必要。 | 理解能力は問題なく、不明な点などは、自分から質問もできる。 |
| | 周りの者とのコミュニケーションが適切に図れるか。 | 他者とのコミュニケーションを図ることが困難。 | コミュニケーション能力に難あり、孤立したり、問題となる行動をとってしまう恐れがある。 | 他者の感情等の理解や自分自身の意思伝達が苦手なため、対人トラブルを生じることがある。 | コミュニケーション能力に一定の課題等が見受けられ、トラブル等抱えていないが定期的な確認が必要。 | 生活を送る上での大きな支障は見受けられない。 |

図 3-7 本人の状態像の例 2/2 49

48 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について 別添2、令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知、社援保発0327第1号。

49 前掲資料、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について 別

アセスメントは、生活支援提供責任者が入所者に面接して行わなければならない（日住省令第15条第3項）、関係機関等からの聴取のみでアセスメントにはならないことに留意しなければならない。本人同意のもとで、病院からは診療情報提供書や退院時等看護サマリー、福祉事務所からも情報を受け取ることができる場合がある。こういった情報を面接時に得られたアセスメント情報に追加し入所者理解を深めることにつなげていく。

生活支援提供責任者は、アセスメントにあたっては面接の趣旨を入所者に対して十分に説明し、理解を得なければならない（日住省令第15条第3項）とあるが、面談時に「より多くの情報を必要とするから」との気持ちから、相談者の心の傷になっていて相談者がその時点ではまだ言うことができないでいることを引き出そうとしてしまったり、つい住居施設への入所に必要ではない情報まで聞いてしまう場面がある。これは、相談者や入所者の立場からすると「どうして今ここまで聞かれなければならないのか」と、より心の傷を深める体験となってしまう、その後の信頼関係の構築が難しくなる恐れがあり避けなければならない。「入所に必要なことだからこそお伺いしている」という前提に立ち、相談者や入所者の同意を得ながら、その時点で必要なことを聴き取っていく、ということを丁寧に行っていかなければならない。

また、大変な思いをしてやっと入所に至った中で、唐突に「これからどうしたいですか」と訊くことがそぐわない場合がある。特に今後の生活に対して本人が希望を持ってない場合が考えられる。また、どこかで生活に躓き、家族や親しい人たちとのつながりが切れた状態で日常生活支援住居施設に至るまで、直接的な原因の他、本人が置かれている環境、幼少期からの生育歴なども複雑に絡みあいながら相互に関連している。他者から見て「問題行動」と言われる行動を本人がとってしまう背景には、被虐経験や両親・きょうだいとの関係性など、幼少期の生育に関連があることもあり、その行動は本人にとってみればSOSのサインである場合もある。そうした機微にわたる情報をきめ細やかに聴き取るためには、当然、入所者と職員との信頼関係が形成されていなければならない。入所に至る状況やその背景を理解した上で、まずは信頼関係を築くことを優先的に行っていくことを念頭に置かなければならない。

相談者や入所者から得たアセスメント情報は、特段定められた様式はないが法令等で定められた項目が網羅されている必要がある。アセスメント情報は、各住居施設の整理しやすい方法で整理・記載していく。

アセスメントで浮かび上がった入所者本人の希望する生活や課題等は、大きく「希望」と「課題」に分けて考えると、入所者の課題解決や目標達成に向けて今後必要な部分を整理しやすくなる。「希望」は入所者本人がこうなりたいと思うもの、「課題」は本人は認識していないが支援者側からみて課題に思うことである。さしあたっては顕在化していないが、そのままにしていると生活上の躓きにつながりそうなものも含めて「課題」となる。

この整理を踏まえ、いったんアセスメント表とは別に希望と課題を整理して記載したシートを用いると個別支援計画が作成しやすくなる。本人の「希望」、支援者が感じているが本人にはまだ認識されていない「課題」は、すり合わせられていないため、真に必要なニーズが隠れていることもある。ニーズ整理から個別支援計画を作成する事前の段階で本人と面談し、お互い

添2。

の考えなどをすり合わせしておくといいたいだろう。具体的な整理の方法は以下のように考えることができる。

「本人が解決していきたいと希望している課題」は「希望」として整理する。これは、本人がこのままだと良くないと思っていて、改善したい・良くなりたいたいと思っていることである。また、課題にはなっていないが、得意にしていることなどでもっとできるようになりたいと思っていることも含まれる。この部分は本人と支援者で共通認識ができているため、円滑に進めていくことができる。

次に「支援者にだけ見える課題」があり、これは「課題」として整理する。本人はまだ気付いていないが支援者が気づいていて、そのままにしていると躓くであろう課題である。本人が必要を感じていないがゆえに、本人と課題をテーマにして話をする際、本人が受け止められずに感情的になってしまうことがある。支援者が先回りをしすぎず、課題やそれに対する本人の思い・意向をすり合わせていきたい。本人がまだ受け止めきれない場合は、個別支援計画として立案できない場面もあるので、無理に個別支援計画に立案しないほうがよい。こういった場合は、本人の生活の状況や、支援者や周囲の人との関わりに応じて気持ちが変わっていく中で、課題に向き合うことができたり、課題として認識することができるようになる。それぞれの入所者にとってかかる時間は異なるが、入所者ひとりひとりの人生の物語に寄りそいながら関わらせてもらうことが肝心になる。

また、個別支援計画を作成する上で配慮すべきは、「本人だけが思う希望」や「本人にも支援者にも隠れた課題」もあるということ意識することである。

「本人だけが思う希望」は、本人が内に秘めていて表明されていないものである。信頼関係がある程度形成された後に本人から話が出ることもあり、長期的な関わりの中からはしか見えてこないことがある。「本人のことは支援者にはわからない」という前提に立ち、それでもなお本人が見ている世界を学ぶ姿勢をもち、日々の信頼関係の形成などに努めておきたい。

「本人にも支援者にも隠れた課題」は本人・支援者ともにまだ見えていないため、関わってある程度時間が経過してわかってくることや、より多くの支援者・多職種での関わりから浮かび上がってくることもある。

これら2点は、すぐに個別支援計画に結び付くものではないが、入所者との普段の関わりにおいて支援者が少しでも意識することで、入所者理解を深めるきっかけとなるだろう。

コラム：アセスメント項目と視点の例

ある事業者では、次のような項目についてアセスメントをとっている。

<就労>

健康な心身や生活能力（身だしなみを整える、お金を計画的に使うことができるなど）が整った上でなければ就労に結びつかない（定着もしない）ことが一般的に言われる。しかし、中には「就労をして『いっぱい』な自分があるからこそ、充実した生活を送ることができる」という方もいる。一概に生活を整えてから就労と順番が決められているものでもない。

<生活>

ルーティーンになっているものやクセを共有することで生活上の躓きが見えてくるため、定期的な評価が欠かせない。タバコやお酒などの嗜好品をどれくらい嗜んでいるか、趣味活動に使う時間がどれくらいあるか、また起床・就寝時間や活動時間なども参考にできる。いつもよりもその頻度や回数に増減があれば、生活に影響をもたらすものを考える材料になりうる。

<健康>

基礎疾患、主に糖尿病などの慢性疾患を適切な治療につなぐことができなければ、長く地域生活を送ることが難しくなってしまう。

特に高齢者の場合、内服薬等が少し変化しただけで体調が急激に悪化する場合がある。安定した体調は、絶妙なバランスの上に立っているという視点が必要である。例えば認知症の治療薬が処方され内服を始めたら、怒りっぽくなってきて急に暴れだし、手がつけられない状態になるとか、利尿剤の服用を始めたら脱水症状となり急にふらつきが多くなり転倒してしまうことが増えたり、長距離を歩くことが難しくなってこれまでできていた徒歩での外出ができなくなってしまったことが起こりうる。

<人間関係>

地域生活を送る上では、人との距離感をつかず離れず適切にとることが求められる。距離感が近すぎると依存的になってしまい、ともすればその人がいなければ何もできない状態になってしまうし、距離感が遠すぎると、いざというときに誰からも助けってもらえなくなってしまう懸念がある。

困ったときに「助けて」ということがどの程度できるのか。困ったときに「困った」と言えない人は、ぎりぎりまで我慢してしまい、最悪の状態になったときに発見を迎えることもある。地域生活を長く続けられるコツは「SOS」の上手い出し方にある、といっても過言ではない。

<生きがい>

衣・食・住だけが整ったとしても「人間らしい生活」とは言えないのではないか。さらに、「居」場所があって、「職」業（役割なども含む）があるからこそ、「充」実感が得られる。職場や住居施設の仲間だけとずっと過ごす時間は、どこかで息が詰まる瞬間が来るかもしれない。住居施設の仲間以外にもゆるやかなつながりを持つことができることができているか。趣味などをもって過ごすことができているか、という視点が重要である。

(3) プランニング

アセスメントから得られた課題やニーズを整理し、巻末に掲載する希望・課題整理シートを用いた場合は、その内容を個別支援計画に転記し落とし込んでいく。個別支援計画に含まれていなければならない内容は「入所者の生活に対する意向」、「総合的な支援の方針」、「生活全般の質を向上させるための課題」、「日常生活及び社会生活上の支援の目標、その達成時期」、「日常生活及び社会生活上の支援を提供する上での留意事項等」である(日住省令第15条第4項)。

文書化するときには、文章が長すぎたり言葉遣いを難しくしすぎてしまうと、入所者本人が理解しきれない懸念がある。誰のための個別支援計画なのか、ということ意識したとき、個別支援計画を用いて課題解決をしていく本人が理解できる内容になっているか、という視点が必要である。個別支援計画は、入所者に端的にわかりやすい文章表現にすることが、結果的に入所者にも受け止められやすく、取り組みやすい計画となる。真に活用できる、生きた計画を目指していきたい。

個別支援計画作成の流れは図3-9のとおりである。

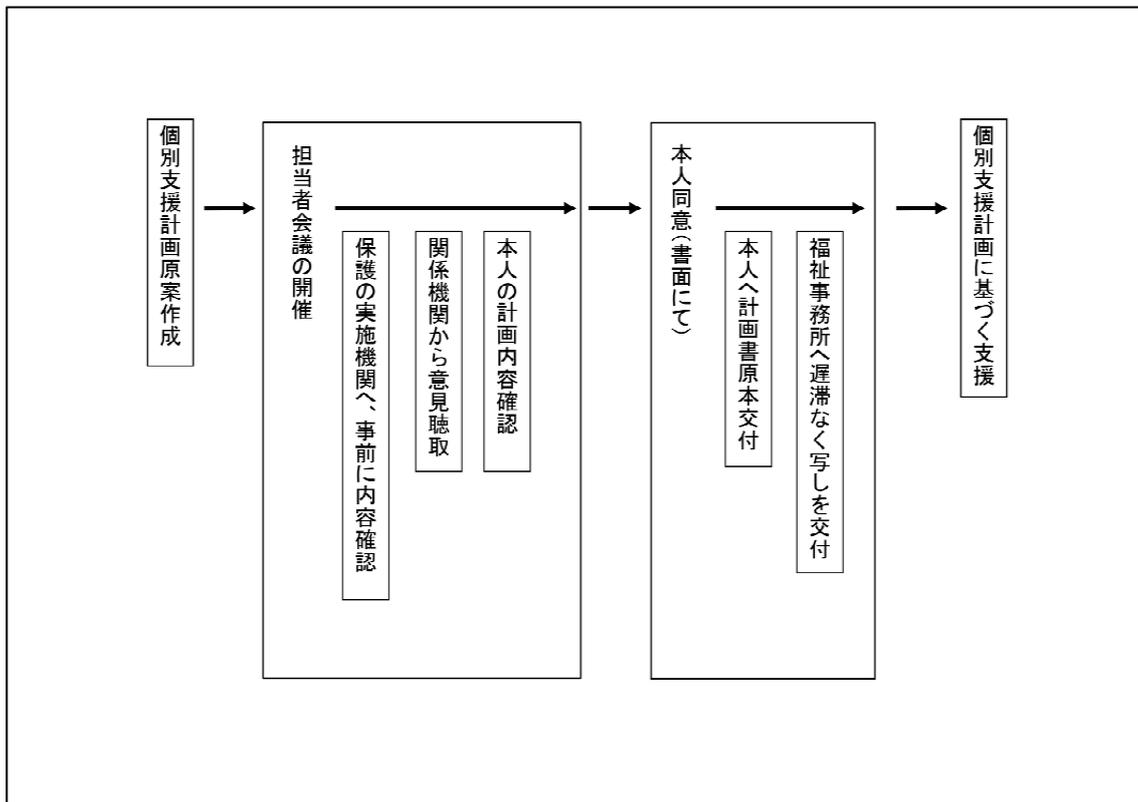


図 3-9 個別支援計画作成の流れ

初回の個別支援計画は、入所者が入所した月の翌月末日までは未作成でも委託事務費は減算しないこととされている⁵⁰。例えば、7月31日に入所し、その当日に入所者とは当面の生活目

⁵⁰ 前掲資料、厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所及び日常生活支

標を口頭で確認していたが、個別支援計画を9月に作成した場合には8月分の委託事務費は減算の対象、7月分及び9月分は減算の対象外となる。入所から計画作成までの期間は、口頭で目標確認と合意形成に努める。また、計画原案の立案には施設内のサービスのみならず、施設外の社会資源も盛り込むように努めることとされている（日住省令第15条第4項）。

作成された個別支援計画原案は、福祉事務所の担当ケースワーカーに内容についてあらかじめ協議し、同意を得なければならない（日住省令第15条第6項）。福祉事務所からみても内容が妥当であることを確認・共有する意味もある。

あらかじめ福祉事務所と協議し、同意を得た計画書原案をもって入所者に個別支援計画の内容を説明し了承されたら、入所者に文書で同意を得る（日住省令第15条第7項）。この際に必要に応じて関係機関等を招集し担当者会議を実施し、個別支援計画の内容について専門的な意見をいただいおくとより充実した計画となるため望ましい（日住省令第15条第5項）。

入所者本人から同意を得た個別支援計画は、原本を本人に交付する（日住省令第15条第8項）。実務的には計画原案を入所者用と施設用の2部作製しておき、1部は本人用、1部を施設側の控えとして保管することとなるだろう。

入所者の心身状況から今後のことを見出せない状況にある方など、上記原則によりがたい場合は例外的に、作成していた個別支援計画の説明をしたときをもって、書面での同意を得られなかったことをケース記録等に記録し計画作成の完了とみなすことができる⁵¹。

入所者の同意を得て本計画となった個別支援計画は写しを遅滞なく福祉事務所に交付すること（日住省令第15条第9項）。また、その他の関係機関（関わっている居宅介護支援事業所や介護サービス事業所、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等があれば）にも写しを交付し計画を共有することが望まれる。

コラム：新規計画時の留意点

新規計画時は入所者の意向やニーズが変化しやすく、それに合わせて立案していた計画が短期間で実態と乖離しやすいことを念頭に置く必要がある。新規計画時の方法として、意向やニーズが固まるまでの1～2か月間程度の短期間での計画を立案し、ニーズがある程度固まってきたところで3～6か月程度の計画期間の本計画を作成する、という手法もある。

（4）モニタリング・再アセスメント

個別支援計画の見直しは最低でも6か月に1回の実施とされている（日住省令第15条第10項）。また、個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）は、入所者に面談して実施することとされている（日住省令第15条第11項）。計画の見直し時には、生活支援提供責任者として作成したサービスが入所者本人の自律の支援のために計画どおり適切に実施されているかどうか、という視点が必要である。計画に無理が生じていないか、生活支援員が行っている支援と計画の内容にずれが生じていないか、などといった点検がモニタリング時には求められ、その

援住居施設に関するQ&A（R2年9月版）、p.9、Q12。

⁵¹ 前掲資料、厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設に関するQ&A（R2年9月版）、p.8、Q10。

点検結果を記録しなければならない（日住省令第15条第11項）。新規計画作成時は特に、本人の意向と提供するサービスがずれたものになっていた、ということが生じやすく、新規計画作成から1か月または2か月程度で個別支援計画の見直しが必要になることもある。また、本人に面談してモニタリングを実施するだけでなく、自施設の他の生活支援員や管理者、また他の社会資源を活用している場合はそういった関係機関にも連絡し状況確認が求められる。

モニタリングし記載した内容を評価し、現時点での状況を把握して入所者にどのような変化があったか再度アセスメントし記録する。前回のアセスメントに歪み（とらえ違い）が生じていないか、目標は達成されたか、新たに生じた課題はないか、など軽微な変化を見逃さないことが求められる。そのために、生活支援提供責任者は、定期的に生活支援員や管理者に意見をもらったり、入所者に対して普段の生活状況確認や定期的な面談をしたり、職員会議などの場で検討したりして、真に求められるものを常に見逃さないようにすることが有効である。

コラム：計画見直し時の留意点

計画の見直し時は、当初の計画が達成されたかどうか、ニーズが満たされたかどうか、新たな課題等が発生していないか、を見定める必要がある。見直し時などの節目には、モニタリングのための面談を行って、これらの見落としがないか、また、入所者本人、支援者、関係機関間の意向や課題点等を確認し合うことが重要である。

（5） 再プランニング

現行の個別支援計画でモニタリングや評価した内容は、個別支援計画を実施して実際にどのような変化がもたらされたかを可視化して入所者本人や福祉事務所、その他関係機関とも共有することが望まれる。

個別支援計画で立案した目標は、再プランニングの際には、達成したため終了するもの、未達成だったため次回の計画でも継続して実施するものに大別される。再プランニングにあたり、現計画にて実施したモニタリング・評価・再アセスメントの内容は必要な部分を福祉事務所や他の関係機関に一定程度共有しておくといだろう。その上で新たに目標設定を本人と一緒にいき、再度計画を作成していく。何度か個別支援計画を本人と一緒に作成していると、本人も要領を理解し、今後達成したい目標や課題と思っていることなどをあらかじめ紙面に記載することも可能となってくるだろう。その後の流れは新規計画時と同様である。

（6） 具体的な手順

個別支援計画作成のための手順は先述してきたとおりだが、この項では本人・関係機関から得られた情報をもとに個別支援計画に落とし込むポイントを架空事例をもとにして確認する。流れは次のとおりである。

<アセスメント項目（基本的ニーズの把握）の確認>

調理ができるようになりたい、計画的な金銭の使い方を身につけたい…等々
入所者が望んでいる生活を確認する。

<課題等の整理>

浮き彫りになった「希望」と「課題」を共有・整理し、入所者と今後6か月程度で実現したい物事やその優先順位、スケジュールを確認する。改めて得られた情報は随時、アセスメントシートに加筆・修正する。本人の感じる課題と支援者側が感じる課題にずれがあるときは、改めて本人と面談するなどして意向を確認するなどして課題を再度整理しておくこと。

<課題・希望等整理シートへの転記>

アセスメントシートに記載した入所者の希望・課題をアセスメントシートとは別の課題・希望整理シートに記載する。課題と希望、それに対する支援内容、目標なども併せて記載しておく。

<個別支援計画の作成>

個別支援計画は、入所月の翌月末日までに作成しなければ委託事務費が減算となる。作成していた課題等整理シートに記載していた希望・課題それに対する支援内容、目標を個別支援計画原案に転記する。作成した個別支援計画原案はあらかじめ福祉事務所に協議し同意を得る。

次のシート 1-1 は、架空の事例をもとに本人や関係機関からのアセスメント情報をまとめたアセスメントシートである。なおこのシートは、日住省令第8条で示されている個別支援計画に基づく生活支援内容（家事、服薬管理等の健康管理、日常生活に係る金銭管理、社会との交流の促進、その他の支援等）のみ抽出して作成していることをご了承いただきたい。5つに分けられた項目を各項目の情報ごとに記載しアセスメント情報としている。

シート 1-2 は、アセスメントシートからシート 2（課題・希望等シート）に転記する際に、アセスメント情報のどの項目が希望で、どの項目が課題なのか抽出した例を記載したものである。課題には、支援者が感じる課題に該当する部分に二重線で記載、希望（本人の希望する生活）に該当する部分を波線として表記している。

アセスメントシート

| | |
|----------------------|---|
| 金銭管理 | <p>家計管理について意識がなく、光熱費や電話料金なども滞納してしまうことがある。お金が手元にある分使ってしまうがち。月末にお金が足りなくなることが3か月に1回くらいある。自分ではお金を使う習慣が無く、光熱費（電気・ガス・水道）の支払いもやったことがなかった。自分で管理などできるようになりたい意識はある。</p> |
| 健康管理 ・ 衛生管理 | <p>大きな病気やケガなどはしたことが無く、現在病院にかかっていない。 入浴は毎日している。頭髪を整えたり、髭剃りについては定期的に行っている様子。</p> |
| 炊事 洗濯 等 | <p>昔から家事（調理・掃除・洗濯など）は全て寮母さんがやってくれていたため、自分ではやらなくてもいい環境だった。ずぼらな気質もあるため、洗濯や掃除をやらずにたまってしまいがちで、やったりやらなかったりとムラもある。やり方がわからないため教えてもらいながら自分でやってみたい。</p> |
| 安全管理 | <p>自分一人では調理をしないため、ガスコンロを使うことはほぼ無い。使い方はある程度分かっている。エアコンやストーブの消し忘れはほぼ無いようである。</p> |
| 理解 ・ コミュニケーション | <p>他者とコミュニケーションをとることがほとんど無い。他者の感情が理解できなかったり、自分自身の感情表現や意思伝達が苦手で上手くできないため、集団の中で孤立してしまうことがある。どんな状況の時にどんな話を切り出して他の人に話をしたらいいかわからない（嬉しいことや悩み事を含め）。</p> |

アセスメントシート

課題

| | |
|--------------------------------------|--|
| <p>課題</p> <p>金銭管理</p> | <p><u>家計管理について意識がなく、光熱費や電話料金なども滞納してしまふことがある。お金を手元にある分使ってしまうがち。</u> <u>月末にお金が足りなくなることが3か月に1回くらいある。</u> 自分ではお金を使う習慣が無く、光熱費（電気・ガス・水道）の支払いもやったことがなかった。<u>自分で管理などできるようになりたい意識はある。</u></p> <p>希望</p> |
| <p>健康管理 ・ 衛生管理</p> | <p>大きな病気やケガなどはしたことが無く、現在病院にかかっていない。 入浴は毎日している。頭髪を整えたり、髭剃りについては定期的に行っている様子。</p> |
| <p>課題</p> <p>炊事 洗濯 等</p> | <p><u>昔から家事（調理・掃除・洗濯など）は全て寮母さんがやってくれていたため、自分ではやらなくてもいい環境だった。</u><u>ずぼらな気質もあるため、洗濯や掃除をやらずにたまってしまいがちで、</u><u>やったりやらなかったりとムラもある。</u><u>やり方がわからないため教えてもらいながら自分でやってみたい。</u></p> <p>希望</p> <p>課題</p> |
| <p>安全管理</p> | <p>自分一人では調理をしないため、ガスコンロを使うことはほぼ無い。使い方はある程度分かっている。エアコンやストーブの消し忘れはほぼ無いようである。</p> <p>課題</p> |
| <p>課題 理解 ・ コミュニケーション</p> | <p><u>他者とコミュニケーションをとることがほとんど無い。</u><u>他者の感情が理解できなかつたり、自分自身の感情表現や意思伝達が苦手で上手くできないため、集団の中で孤立してしまうことがある。</u><u>どんな状況の時にどんな話を切り出して他の人に話をしたらいいかわからない（嬉しいことや悩み事を含め）。</u></p> <p>課題</p> |

個別支援計画に記載すべき「入所者の生活に対する意向」と「総合的な支援の方針」のまとめ方と記載方法は次のとおりである。

個別支援計画に記載すべき「入所者の生活に対する意向」をアセスメントするときには、例えば「なぜ、日常生活支援住居施設に入るようになったのか」、生活に躓いた理由などを聴く。一例として、ギャンブルなどにお金を使いこんで家賃滞納した、といった答えがきかれるかもしれない。頼れる身寄りがいないために連帯保証人が確保できないとか、ギャンブルしない状態を一日でも続けるのが自分一人の力では困難であるという答えもあるかもしれない。

また例えば、「日常生活支援住居施設でこれからどうやって生活を良くしていきたいのか」、さらにその先に目指す生活像があればそれも聴いて記載する。一例として、「誰かの力を借りながらギャンブルをしなくても済む環境や、やめ続ける方法を身につけていきたい」「そのために、日常生活支援住居施設のスタッフ等の力を借りて生活を立て直し、ゆくゆくはまた一人暮らしをしていきたい」といった答えがきかれるかもしれない。

実際に文章にして記載するときの主語は、入所者で記載する。「入所者〇〇〇〇は、」□□□をしたいという書き方である。

次に、個別支援計画に記載すべき「総合的な支援の方針」をまとめる際は、上記アセスメントで聴取した、「なぜ日常生活支援住居施設に入るようになったのか」という根本的な内容に対して、日常生活支援住居施設としての支援の主要方針を打ち出すかたちで記載する。したがって、アセスメントの段階で入所者の生活に対する意向を十分に聴き取れており、なおかつ個別支援計画の支援内容がアセスメントシートで網羅されていなければ、個別支援計画を書くことが難しくなる。総合的な支援の方針の書き方は、例えば「〇〇様がギャンブルをやめ続けられる支援やお金の使い方等のアドバイスなどし生活を立て直し、その後一人暮らしを目指すことができるよう支援いたします」などが考えられる。

実際に記載するときの主語は、事業者で記載する。「事業者は、」□□のように支援いたします、という書き方である。

次のシート2は、課題・希望整理シートで、「課題」の欄には先述した支援者が感じる課題を記載する。「希望」の欄には本人の希望（希望する生活）を記載する。その後、支援が必要な項目ごとに目標、支援内容、担当を記載していく。シート2（課題・希望整理シート）は、シート3の個別支援計画の書面に転記していく内容となっている。例えば、個別支援計画の「生活の質を向上させるための課題（ニーズ）」の部分で課題・希望整理シートと対応した部分は記号番号でいうとA1やA2（本人の課題と希望）の部分である。その他の部分についても課題・ニーズ整理シートから個別支援計画の書面に転記していく。

課題・希望整理シート

| | 1 (課題) 本人 | 2 (希望) | 3 (目標) | 4-1 (支援内容) | 4-2 (担当) |
|----------------|---|--|-----------------------------|---|---------------------|
| 金銭 (A) | 家計管理について意識がなく、光熱費や電話料金なども滞納してしまうことがある。お金が手元にあると使ってしまいがち。月末にお金が足りなくなることがある。光熱費の支払いもやったことがなかった。 | 自分で管理できるようになりたい意識はある。 | 月の途中で生活費が足りなくならないようにする。 | お金を使ったら家計簿をつける。 一日に必要な金額を決め、残金を意識して買い物をする。 | 日常生活支援住居施設 生活支援員 |
| 家事 (B) | 昔から家事（調理・掃除・洗濯など）は全て寮母さんがやってくれていたため、自分ではやらなくてもいい環境だった。ずぼらな気質もあるため、洗濯や掃除をやらずにたまってしまいがちで、やったりやらなかったりとムラもある。 | 家事はやったことがなかったため、上手な方法を教えてもらいたい。ずぼらな性格だが、定期的に掃除や洗濯をしたい気持ちはある。 | 掃除・洗濯をムラなく自分でできるようになる。 | 洗濯・掃除のやりかたを教えていく。 定期的に声をかけて実施状況を確認する。 | 日常生活支援住居施設 生活支援員 |
| コミュニケーション面 (C) | 他者とコミュニケーションをとることがほとんど無い。他者の感情が理解できなかったり、自分自身の感情表現や意思伝達が上手くできないため、集団の中で孤立してしまうことがある。どんな状況の時にどんな話を切り出して他の人に話をしたらいいかわからない（嬉しいことや悩み事を含め） | | 困ったとき・悩んでいるときに助けてもらうことができる。 | 誰かと会話をするときにはスタッフが間に入る。 場面に応じた他者感情を伝える。また、本人が思っていることや伝えたいことを聞く。 いつもと違う様子を時は声をかけ、様子を伺う。 | 日常生活支援住居施設 生活支援員 |

日常生活支援住居施設 個別支援計画

| | | | | | |
|-------|---------|------------------|------------------------|-------|--------------|
| 利用者氏名 | 〇〇 〇〇 様 | 生年月日 | 〇〇〇〇年 〇月 〇〇日 | 計画No. | 第 1 回目 |
| 事業所名 | 〇〇〇〇 | 個別支援計画 作成担当者名 | 生活支援提供責任者 氏名： 〇〇 〇〇 | 計画作成日 | 2020年 10月 1日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 入所者の生活 に対する意向 児童養護施設退所後に借りたアパートの家賃を滞納し退去となってしまった。自分のことができるようになり、また一人暮らしをしていきたい。 | 9 | 総合的な支援 の方針 一人暮らしした時、それが継続できるようにお金の使い方や掃除・洗濯の仕方、人との付き合いかなど苦手なことが練習でき、一人暮らしに必要なスキルを身につけられるようご支援いたします。 |
|---|---|---|---|

67

| 生活全般の質を向上させるための課題（ニーズ） 2 | 日常生活及び社会生活上の支援の目標（課題に対する目標） 3 | 達成時期（期間） 4 | 支援内容・方法等 | | | 備考（留意事項） 8 |
|--|----------------------------------|---------------------------------|--|-------------------|-----------------------------|---------------|
| | | | 内容 5 | 方法 6 | 提供機関 担当者 7 | |
| A1,2 公共料金を滞納したり、数日間で浪費したりする。自分で管理できるようになりたい。 | A3 月の途中で生活費が足りなくならないようにする。 | 2020. 10. 1 ～ 2021. 3. 31 | A4-1 本人がお金を使ったら家計簿をつけられるよう、つけ方を教える。 一日に必要な金額を決めてもらい、残金を意識して買い物できるよう声がけていく。 | 6 買い物時、 他随時 | A4-2 日常生活支援住居施設 生活支援員 | 8 |
| B1,2 掃除・洗濯等が自分自身では定期的に行えず、部分的に支援が必要。 | B3 定期的に自分で掃除・洗濯を行うことができるようになる。 | 2020. 10. 1 ～ 2021. 3. 31 | B4-1 洗濯・掃除のやりかたを教えていく。 定期的に声をかけて実施状況を確認する。 | 1日1回、他 随時 | B4-2 日常生活支援住居施設 生活支援員 | |
| C1,2 他者の感情の理解や自分自身の意思伝達が苦手で、対人トラブルがある。スムーズにコミュニケーションをとりたい。 | C3 困ったとき・悩んでいるときに助けてもらうことができる。 | 2020. 10. 1 ～ 2021. 3. 31 | C4-1 誰かと会話をするときにはスタッフが間に入る。 場面に応じた他者感情を伝える。また、本人が思っていることや伝えたいことを聞く。 いつもと違う様子を時は声をかけ、様子を伺う。 | 1日1回、他 随時 | C4-2 日常生活支援住居施設 生活支援員 | |

【同意書】

私は、上記の個別支援計画について説明を受け、これに基づいて支援が行われることに同意しました。

年 月 日

本人 (印)
 代理人等 (印)

シート3（個別支援計画）の中で□で囲んだ数字をつけた欄の、記載要領を以下に示す。

- 1 今後の望む生活や将来の夢・希望、それを実現するために施設に入所しながら実現させたいこと、解決したい課題などを記載することが多い。そのため長期的な視点で記載されることが多い。短期的・中期的なものの例「病気を治療し仕事ができるように心身の状態を整えていきたい」、長期的なものの例「仕事しながら貯めたお金で引越しし、一人暮らししたい」など。
- 2 「課題+利用者の意向」という書き方で整理できることが望ましい。課題のみの記載、入所者の意向のみの記載のことも状況に応じてありえる。
- 3 2の課題に対して、6か月程度で達成可能な目標を設定。短期的、中・長期的な時間軸を意識しながらも、目標を大きくしすぎて本人が最初から達成することが難しくならないよう、できるだけスモールステップとすること。また、抽象的なものではなく具体的に達成が目に見えてわかることが望ましい。
- 4 開始日と終了日が明確にわかるよう、「6か月」等の記載ではなく日にちで明確に記載することが望ましい。
- 5 主語を事業所とし、入所者に支援する内容を記載する（例えば「内服し忘れないよう、決まった時間に直接お渡しする」など）。

目標と支援内容が同じ内容にならないように留意する。利用者にわかりやすいように具体的に記載することが望ましい。
- 6 どのような方法で解決していくか、記載する。
- 7 サービス提供機関と、担当者が決まっていれば担当者名も記載するのが望ましい。
- 8 留意事項があれば記載する。
- 9 個別支援計画の全体に対し、事業所が留意して支援する要点を記載する。

第4節 参考文献一覧

- 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令、令和2年厚生労働省令第44号。【本文中では「日住省令」と略記】
- 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（通知）、令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局長通知、社援発0327第3号。
- 厚生労働省社会・援護局保護課、生活保護関係全国係長会議資料、令和2年3月5日。
- 暴力団員に対する生活保護の適用について（通知）、平成18年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知、社援保発0330002号。
- 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について、令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知、社援保発0327第1号。
- 厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設に関するQ&A（R2年9月版）、令和2年9月30日。

第4章 日常生活支援住居施設で従事する職員養成研修の在り方

第1節 職員に求められる知識・技能

日常生活支援住居施設に配置される職員のうち、生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成や見直しが主な役割である。生活支援提供責任者と生活支援員は個別支援計画に基づく支援提供をする。また、管理者には、他の職員に対する管理・教育・支持や、経営の役割も求められる。

対利用者の支援にあたる職員向けと、対職員の管理・教育・支持や経営にあたる職員向けでは、必要とされる知識・技能は異なる。今年度事業では、対利用者の支援にあたる職員、特に、個別支援計画の作成・見直しを担う生活支援提供責任者の養成に焦点を当て、求められる知識・技能を整理する。

基本的には、第2章のガイドライン、第3章のマニュアルの内容が、生活支援提供責任者に求められる知識・技能である。大きく3点に整理される。

- (1) 制度の理解
- (2) 日常生活支援住居施設のあるべき姿の理解
- (3) 個別支援計画書の作成・見直しの手順の理解・実践

上記3点の詳細な内容については、第2章及び第3章で述べたのでここでは割愛する。

上記3点のほか、さらに一步踏み込んで、次のような対応ができるようになるための知識・技能も必要になる場面があるだろう。

- (4) 当事者のこれまでを知る支援者がいない状態からの支援開始
- (5) 個別支援計画に沿った支援提供と記録、計画見直しの準備

(4) について、日常生活支援住居施設に入所する人は幅広く、当事者のこれまでを知る支援者がいないケースも想定される。例えば、住まいを喪失した状態で相談に来た人、独居でこれまで福祉サービスの利用や近所付き合いがなかった人、他の地域から何らかの理由で移動してきた人などである。(もちろん、同居の親族等がいる居宅から移ってくる人、病院や福祉施設や刑事施設を出てくる人、独居でも介護保険サービスや障害福祉サービスを利用してきていた人など、当事者のこれまでを知る支援者がいるケースもある。) 当事者のこれまでを知る支援者がいない場合、情報収集は当事者からの聞き取りが中心になる。このような状態から、個別支援計画を作成し支援提供していくためには、当事者から話を引き出す技能(信頼関係の構築、表情・態度や質問の言い回しの工夫など)、非言語的な情報収集の技能(当事者の表情・態度からの推測、聞き取りに限らず実際にやってみてもらうなど)、当事者に状況を伝える技能(説明の言い回しの工夫、絵や図の活用など)などが必要であろう。なお、これら(4)についての知識・技能は、生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業に従事する職員においても共通して

必要になると考えられる。

(5)については、最長6か月という比較的短期間の計画を見直す際、「居宅移行」「継続利用」といった、支援目標の結論ありきで見直しが行われることがないように、日々の支援提供とその記録をした上で、検討することが必要ということである。現行の個別支援計画に沿って、日々の支援提供を行い、それを記録していくことで、入所者の心身の状況等が把握される。計画見直しの際は、記録や入所者・関係機関から収集した情報をもとに、入所者も交えて次の計画期間の目標や支援方針を決める。居宅移行、継続利用といった結論は、あくまで検討の結果として出てくるものである。このように、適切な計画見直しのためには、日々の支援提供とその記録、入所者や関係機関からの情報収集など、準備が必要となる。

第2節 職員養成研修の在り方

(1) 研修の形態

職員養成研修は、これまでも各団体でそれぞれにおこなわれてきたところであるが、日常生活支援住居施設での支援の質を担保するためには、各団体でおこなう研修に加え、国の統一研修が行われることが望ましい。

各団体での研修は、Off-JT（いわゆる座学）のみならずOJTも取り入れるとよい。

(2) 研修カリキュラム

第1節で述べた通り、基本的な内容（基礎編）と、さらに一步踏み込んだ内容（応用編）が考えられる。日常生活支援住居施設は、他の制度上の入所施設に比べると人員配置が薄いため、生活支援員や生活支援提供責任者が研修受講のために長期間にわたり担当の住居施設を離れることは難しいと考えられるので、各研修は最長でも1日間におさまるよう設計することが望まれる。

第3節 パイロット版職員養成研修

検討委員会及び作業部会での検討をもとに、パイロット版の職員養成研修をおこなった。

(1) 日時

基礎編 令和3年2月10日(水)・2月12日(金) いずれも10:30～16:30

応用編 令和3年2月19日(金) 10:30～16:30

(2) 場所

当初、対面集合型での研修が望ましいと考えられていたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、オンライン形式で実施した。

講師は、東京の貸会議室に集合し、受講者は各自の場所からZoomミーティングを利用して参加した。

(3) 周知方法

厚生労働省保護課より、各都道府県、指定都市、中核市の日常生活支援住居施設担当者に宛てて、管内の日常生活支援住居施設への案内を依頼するメールを送っていただいた。

当法人のホームページに掲載し、関係者向けメーリングリストで広報したほか、NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク、一般社団法人全国居住支援法人協議会にもホームページ掲載及び関係者向け周知を依頼した。

(4) 研修カリキュラム

パイロット版研修のカリキュラムは次のとおりであった。

応用編は基礎編受講済みの者を対象とした。

①基礎編（2日程とも同じ内容）

| | 時間 | プログラム |
|------|-----------------|---|
| 座学研修 | 10:30 (20分) | 事務連絡・開会あいさつ (主催:一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事) 「日常生活支援住居施設の制度概要」 講師:厚生労働省社会・援護局保護課 新たにスタートした日常生活支援住居施設の制度概要等を学ぶ。 |
| | 10:50 (40分) | 「日常生活支援住居施設運営の最低限の基礎知識」 ～法令・省令等に違反しないための基礎知識～ 講師:一般社団法人居住支援全国ネットワーク事務局 高崎弥生 法令・省令等を簡潔にまとめたガイドラインをよりわかりやすく、絶対に遵守する事項、注意する事項を学ぶ。 |
| | 11:30 (60分) | 「日常生活支援住居施設における支援理念」 講師:NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長 奥田知志氏 新たにスタートした日常生活支援住居施設をどのようにみんなで育てていくか。社会的孤立の問題、家族機能の希薄化に対し、家族機能を社会化する実践の場となる役割を日常生活支援住居施設が果たす可能性を学ぶ。 |
| | 昼食休憩 (60分) | 各自昼食休憩 |
| 実践研修 | 13:30 (40分) | 「日常生活支援住居施設の個別支援計画の作成の概要」 講師:一般社団法人居住支援全国ネットワーク事務局 堀井健一 個別支援計画作成の流れを学ぶ。 |
| | 14:10 (140分) | 「日常生活支援住居施設の個別支援計画作成ワーク」 講師:NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク事務局 山田耕司氏 講師:NPO法人すまい・まちづくり支援機構常務理事 的場由木氏 講師:一般社団法人居住支援全国ネットワーク事務局 堀井健一 架空の事例(講師提供)をベースにアセスメントシート、課題・ニーズシートに落とし込み、個別支援計画に転記していくプロセスを学ぶ。 |
| | 16:30 | 閉会あいさつ(主催:一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事) |

②応用編

| | 時間 | プログラム |
|------|-----------------|---|
| 座学研修 | 10:30 (60分) | <p>事務連絡・開会あいさつ (主催:一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事)</p> <p>「伴走型支援とは何か～つながりの支援と地域づくり～」 講師:NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長 奥田知志氏 NPO法人ホームレス支援全国ネットワークでは、ホームレスをはじめ生活困窮者を支援する支援者のための人材育成研修制度を2011年からスタートした。現在、全国に約1000名がこの研修を修了し「伴走型支援士」の認定を受け、社会福祉住居施設(無料低額宿泊所)の支援員として活躍している方も多数いる。「伴走型支援士」の特徴の1つ、地域資源をフルに活用する「つなぎ」、そしてうまくいかない場合の「もどし」の支援の方法・考え方について、日常生活支援住居施設で即応用できるノウハウ等を学ぶ。</p> |
| | 11:30 (60分) | <p>「寄りそい支援～支え合いを支える生活支援・互助づくり～」 講師:NPO法人すまい・まちづくり支援機構常務理事 的場由木氏 NPO法人すまい・まちづくり支援機構では2012年から生活困窮者の居住・生活支援を行う生活支援員の研修制度をスタートした。コンセプトは「『支え合い』を支える生活支援論」。利用者との基本的信頼関係の構築、生活介助、生活のなかでの互助づくり、福祉サービス等のコーディネートとカンファレンス、地域における互助づくりなど、その人の「生きづらさ」や「課題」に寄りそい続け、みんなで助け合いながら生活をしていくための支援のあり方を体系化している。「『支え合い』を支える生活支援」と「互助づくり」をテーマに日常生活支援住居施設でも即応用できるノウハウを学ぶ。</p> |
| | 昼食休憩 (60分) | 各自昼食休憩 |
| 実践研修 | 13:30 (30分) | <p>「居宅移行・施設調整等の事例紹介」 講師:一般社団法人居住支援全国ネットワーク事務局 堀井健一 入所者が居宅移行する場合や他の福祉施設へ転居する場合の個別支援計画の作成のしかた等を学ぶ。</p> |
| | 14:00 (150分) | <p>「事前課題の発表・意見交換・アドバイス」 講師:NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク事務局 山田耕司氏 講師:NPO法人すまい・まちづくり支援機構常務理事 的場由木氏 講師:一般社団法人居住支援全国ネットワーク事務局 堀井健一</p> <p>応用編は事前課題として、受講者が担当する日常生活支援住居施設の入所者を1名選出いただき、事務局が準備する個別支援計画等のシートに支援計画を作成した上で参加いただいた。どのような視点で入所者の課題やニーズを把握し、支援計画を作成したのかを含め、4名の受講者に発表いただいた。発表後、講師3名から講評等をお話した。</p> |
| | 16:30 | 閉会あいさつ(主催:一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事) |

(5) 受講者数

令和3年2月10日(水) 基礎編 64名

令和3年2月12日(金) 基礎編 82名

令和3年2月19日(金) 応用編 95名

(6) 受講後アンケート結果

研修受講者を対象に、受講後にGoogleフォームを用いたアンケートに協力を依頼した。結果は次のとおりである。

(6-1) 2月10日(基礎編)のアンケート結果

受講者数：64名 アンケート回答数：55名 回答率 85.9%

回答者の所属

| | | |
|---------------|----|-------|
| 無料低額宿泊所等運営事業者 | 35 | 63.6% |
| それ以外(自治体など) | 20 | 36.4% |
| 合計 | 55 | 100% |

生活支援提供責任者として

| | | |
|-----------|----|-------|
| → 現任である | 14 | 40.0% |
| いずれ従事予定 | 18 | 51.4% |
| 従事する予定はない | 3 | 8.6% |
| 合計 | 35 | 100% |

回答者の福祉関連業務の経験年数

| | | |
|-----------|----|-------|
| 1年未満 | 10 | 18.2% |
| 1年以上2年未満 | 1 | 1.8% |
| 2年以上5年未満 | 8 | 14.5% |
| 5年以上10年未満 | 17 | 30.9% |
| 10年以上 | 19 | 34.5% |
| 合計 | 55 | 100% |

研修のわかりやすさ

| | | |
|-------------|----|-------|
| とてもわかりやすかった | 18 | 32.7% |
| わかりやすかった | 35 | 63.6% |
| 少しわかりにくかった | 2 | 3.6% |
| わかりにくかった | 0 | 0.0% |
| 合計 | 55 | 100% |

(6-2) 2月12日(基礎編)のアンケート結果

受講者数：82名 アンケート回答数：67名 回答率 81.7%

回答者の所属

| | | |
|---------------|----|-------|
| 無料低額宿泊所等運営事業者 | 46 | 68.7% |
| それ以外（自治体など） | 21 | 31.3% |
| 合計 | 67 | 100% |

生活支援提供責任者として

| | | |
|-----------|----|-------|
| → 現任である | 19 | 41.3% |
| いずれ従事予定 | 17 | 37.0% |
| 従事する予定はない | 10 | 21.7% |
| 合計 | 46 | 100% |

回答者の福祉関連業務の経験年数

| | | |
|-----------|----|-------|
| 1年未満 | 3 | 4.5% |
| 1年以上2年未満 | 3 | 4.5% |
| 2年以上5年未満 | 5 | 7.5% |
| 5年以上10年未満 | 22 | 32.8% |
| 10年以上 | 34 | 50.7% |
| 合計 | 67 | 100% |

研修のわかりやすさ

| | | |
|-------------|----|-------|
| とてもわかりやすかった | 22 | 32.8% |
| わかりやすかった | 38 | 56.7% |
| 少しわかりにくかった | 5 | 7.5% |
| わかりにくかった | 2 | 3.0% |
| 合計 | 67 | 100% |

（6-3）2月19日（応用編）のアンケート結果

受講者数：95名 アンケート回答数：86名 回答率 90.5%

回答者の所属

| | | |
|---------------|----|-------|
| 無料低額宿泊所等運営事業者 | 65 | 75.6% |
| それ以外（自治体など） | 21 | 24.4% |
| 合計 | 86 | 100% |

生活支援提供責任者として

| | | |
|-----------|----|-------|
| → 現任である | 29 | 44.6% |
| いずれ従事予定 | 24 | 36.9% |
| 従事する予定はない | 12 | 18.5% |
| 合計 | 65 | 100% |

回答者の福祉関連業務の経験年数

| | | |
|-----------|----|-------|
| 1年未満 | 9 | 10.5% |
| 1年以上2年未満 | 2 | 2.3% |
| 2年以上5年未満 | 8 | 9.3% |
| 5年以上10年未満 | 26 | 30.2% |
| 10年以上 | 41 | 47.7% |
| 合計 | 86 | 100% |

研修のわかりやすさ

| | | |
|-------------|----|-------|
| とてもわかりやすかった | 32 | 37.2% |
| わかりやすかった | 51 | 59.3% |
| 少しわかりにくかった | 3 | 3.5% |
| わかりにくかった | 0 | 0.0% |
| 合計 | 86 | 100% |

(7) パイロット版研修開催結果と今後の展望

研修では、厚生労働省から参考様式として各自治体に示されている個別支援計画様式を用いた。基礎編・応用編を通して受講者の7割程度が福祉関連業務の経験年数5年以上であり、基礎編での個別支援計画の作成ができなかったという声も聞かれなかった。

応用編では受講者に事前課題に取り組むことを求め、ケースのアセスメント表、個別支援計画が約70件提出された。作成された内容は、概ね入所者の希望や課題が端的にかつ要点が的確に落とし込まれており、そうした内容は入所者にとっても受け止められやすく、支援現場での実践にもつなげやすくなることが推察された。

受講者が所属する各事業者では関わっているケースに応じて人員配置が様々で、応用編では15:1から5:1の事業所までそれぞれの人員配置の事業所の個別支援計画を事例発表していただいた。今後は介護保険や障害福祉などの福祉サービスといった社会資源の活用が検討されている方や、介護施設等へ行くことがなかなか受け入れられない方、今関わっている事業者さんにこそお世話になりたいという方を、日常生活支援住居施設や地域でどう支えるかなど、生活支援提供責任者として悩みながらまとめた個別支援計画が提出された。

個別支援計画の作成が、入所者の望む生活の実現や、地域での生活の継続のための、日常生活支援住居施設と入所者の関わりの一助となることにも期待したい。

第5章 まとめ

これまで、日常生活支援住居施設における支援の在り方とそこで従事する職員の資質と養成研修の在り方について、述べてきた。最後に、この日常生活支援住居施設の意義を振り返ってみたい。そして、こうした振り返りの中から見えてくる今後の課題を提起しておきたい。

まず、日常生活支援住居施設の利用者の特徴を見ておきたい。

第2章の囲み記事に示されているとおり、「多様な生きづらさ」を抱えた入所者の中には、育児放棄や虐待、学校や職場でのいじめを経験したりすることもあり、孤立した状態で必要な支援が受けられなかった人もいる。また、幼少期に十分な療育を受けられなかったため、日常生活の基本的なスキルを教わっていないため、こうしたスキルが身につけていない人も少なくない。背景に、知的障害や発達障害などの発達上の特性が影響を与えているケースもあろう。

「多様な生きづらさ」は、このように、家族、親族との関わり、様々な局面での社会との関わりの結果、生み出されるものと考えられる。そして、その関わりの多くは、当事者にとって好ましくない（辛く、苦しい）経験であり、そうした経験の長年の積み重ねの上に、当事者の方々が「今」抱えている「生きづらさ」がある。

そうした経験から何をどのように学んだのだろうか。当事者の方々の対人関係の取り方は、その学習の結果である。支援者は「当事者のために考えて行動するのだから、歓迎されている」と考えてはいけない。当事者の方々は、それまでの人生経験から、「他者は自分を利用するだけで、自分のためになることをしてくれるはずない」と考えていても全く不思議はない。

こうした当事者の方々をどうしたら支援できるのか。この問いに対する答えとして、長年にわたって支援に取り組んできた経験をもとにまとめられたものが、第2章第3節「日常生活支援住居施設のあるべき姿」である。今後、日常生活支援住居施設の運営に取り組まれる方々は、支援の在り方を模索する中で再読し、活用されることを期待したい。

当事者の方々の経験は人それぞれに大きく異なり、それぞれの方に相応しい支援の方法を生み出し続けなければならない。画一的な手法で対応することはできない。支援者は、当事者の「生きづらさ」を少しでも理解しようとし、「寄り添う」ことにより、「誰かに助けてもらうことで生活が豊かになる」と当事者の方々の経験を少しずつ書き換えていく必要がある。支援する側は、支援を受けることで選択肢の幅が広がることを示し、当事者の方々が自律的に選択し、更に自ら選択肢を開拓できるような支援を行っていくことが望まれる。

ところで、日常生活支援住居施設は次のような特徴があり、多様な課題を抱える利用者には、多様な形の支援を行うことが可能な仕組みとなっており、この住居施設を活用して、様々な当事者に対する支援の幅を広げることができる。

- ・要介護認定や、障害者手帳の保有、障害支援区分の認定などは必要としない。
- ・身体的介護の必要度は必ずしも高くないが、一方で「多様な生きづらさ」を抱えている。
- ・この住居施設を利用しつつ、医療保険、介護保険、障害者総合支援等の様々な在宅サービスを合わせて利用することができる。

こうした日常生活支援住居施設の特徴を最大限に活かしていくために、制度的な制約等の課題について、次のような論点が提示されたので、最後にまとめておきたい。

(1) ひとりひとりに合わせた支援

日常生活支援住居施設では、利用者ごとに個別支援計画を作成し、それに沿った支援提供がなされる。個別支援計画は6か月以内に一度は見直しをすることとなっており、その都度、本人も交えて次の計画期間の目標や支援方針を決める。一般的には、その最終目標として居宅移行（日常生活支援住居施設から賃貸住宅等への転居）を目指すことになる。法令上、日常生活支援住居施設はあくまで一時的な住まいと位置付けられているからである。

一方で、日常生活支援住居施設では年齢や障害特性、適応行動特性、触法歴など、さまざまな生きづらさを抱えた、幅広い利用者が暮らしている。したがって、目標や支援方針もさまざまに異なる。「いま、この人に何が必要なのか」という視点で考えると、拙速に居宅移行を目指すのではなく、日常生活支援住居施設で一定程度時間をかけた支援を受けたほうがよいケースもあるだろう。また、状況によっては、次の住まいは居宅よりも入所施設が適しているケースもあるだろう。

個別支援計画の作成・見直しにあたっては、「画一的に居宅移行ありきで考えないこと」「ひとりひとりに合わせた支援を目指すこと」が肝要である。

(2) 生活保護を受給していない低額所得者への支援施策

日常生活支援住居施設は、生活保護法第30条第1項ただし書きに規定されていることから、生活保護受給者を対象とした施策である。

現状では、日常生活支援住居施設の運営事業者の裁量で、生活保護受給者でない人も入所させることができるが、その場合には当該入所者（生活保護を受給していない）については委託事務費は給付されない。住居施設運営事業者が当該入所者から委託事務費相当額の自己負担利用料を徴収しても問題ないが、当該入所者に支払い能力があるかは別の話である。

生活保護を受給していない人でも、低年金の高齢者など、「低所得であり、委託事務費相当額の自己負担利用料が支払えない」かつ「独居は難しく、かといって施設に入所するほどでもなく、日常生活支援住居施設が適している」というケースは一定程度あり、また今後も増えていくことが明らかである。

生活保護を受給していない低額所得者への支援施策として、生活保護を受給していない人でも、生活保護受給者と同様に日常生活支援住居施設の委託事務費を給付する仕組みが望まれる。

(3) 緊急受け入れを支える仕組み

日常生活支援住居施設に対して委託がなされるのは、保護の実施機関がその必要があると判断し、かつ被保護者がそれを希望したときである。とはいえ、土日祝日に民間支援団体に相談に来るケースなど、緊急でありながら保護の実施機関にすぐには相談できないこともありうる。こういった緊急ケースについて、日常生活支援住居施設が受け入れの対応をした場合にも、後

日すみやかに委託の判断がなされ、受け入れた日から通常と同様に委託事務費を給付するといった仕組みの確立が望まれる。

(4) 一時生活支援事業との連携

日常生活支援住居施設の利用者は、利用の期間に違いはあるが、生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業と利用対象となる方々が類似している。住居に困窮している当事者の方々に、すぐに居宅移行できる方々は一時生活支援事業で対応できるが、時間をかけて支援を受けた方が良い場合には、日常生活支援住居施設を利用することも選択肢の一つと考えることができる。

また、一時生活支援事業の職員の研修制度は設けられていないが、日常生活支援住居施設の職員と合同して研修を行うなど、日常生活支援住居施設と一時生活支援事業の連携の在り方を検討することが望まれる。

(5) 管理的立場の職員養成の在り方

日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成や見直しをする。生活支援提供責任者と生活支援員は計画に基づく支援提供をする。管理者は、他の職員に対する管理・教育・支持や、経営の役割も求められる。対利用者の支援にあたる職員と、対職員の管理・指導・支持や経営にあたる管理的立場の職員とでは、必要とされる知識・技能が異なり、当然、研修内容も異なる。

今回事業のパイロット版研修では、生活支援提供責任者の養成を念頭に、個別支援計画の作成・見直しとそれに沿った支援提供に焦点を当てた。管理的立場の職員養成研修の開発と実施については、今後の課題である。

なお、自由度が高いことを利用して、例えば、介護施設の空き待ちのために使うなど本来の目的を逸脱することのないように倫理観を持って取組む必要があることを付言しておきたい。

家族や地域コミュニティの相互扶助機能の弱体化が進んでいる。家族や親族等から十分な養育を受けずに成長し、「生きづらさ」を抱えながら孤立して生活している人々は、これからも増えていくのではないだろうか。こうした人々は、住居を失いやすい。例えば、近隣トラブルを起こしたり、適切な金銭管理が行えないため家賃を滞納し、アパートからの退去を求められたりするリスクを抱えている。

こうした方々の居住の安定や生活を支える日常生活支援住居施設の役割は、居住支援だけでなく、生活支援両面で、今後、拡大することはあっても、縮小することはない。「誰も信じられない」と考えている人々が「誰かに助けをもらうことで生活が豊かになる」と考えを変えてもらい、更には「誰かの役に立ちたい」と意欲をもって生活できる人々を増やしていくことが、社会の大切な基盤づくりにつながっている。

「生きづらさ」を抱え孤立した生活をしている人々により早くアプローチし、日常生活支援住居施設で培われた支援技術で支援が行われるようになれば、住民が皆で支え合う社会づくりに

近づくことができる。日常生活支援住居施設での取組みは、孤立を防ぎ、助け合いの社会づくりにつながっているのではないだろうか。

最後に、本報告書が日常生活支援住居施設の運営に携わる方々に活用され、その発展につながることを期待したい。

第6章 資料

次のページから資料を3点掲載する。

- (1) アセスメントシート
- (2) 課題・希望整理シート
- (3) 個別支援計画の参考様式

(1) と (2) は本報告書第3章第3節(6)で用いた、本事業で開発したシートである。日常生活支援住居施設の個別支援計画を作成するにあたり活用するかどうかは任意である。

(3) は厚生労働省社会・援護局保護課から、都道府県等の日常生活支援住居施設担当宛てに提供された参考様式である。各日常生活支援住居施設で、どのような様式で個別支援計画を作成するかについては、保護の実施機関に確認が必要である。

アセスメントシート

| | |
|----------------------|--|
| 金銭管理 | |
| 健康管理 ・ 衛生管理 | |
| 炊事 洗濯 等 | |
| 安全管理 | |
| 理解 ・ コミュニケーション | |

課題・希望整理シート

| | 1 (課題) 本人 | 2 (希望) | 3 (目標) | 4-1 (支援内容) | 4-2 (担当) |
|-----|-----------|--------|--------|------------|----------|
| (A) | | | | | |
| (B) | | | | | |
| (C) | | | | | |

日常生活支援住居施設 個別支援計画 様式（例）

| | | | | | |
|-------|--------|------------------|-----------------------|-------|------------------|
| 利用者氏名 | _____様 | 生年月日 | _____年____月____日 | 計画No. | 第_____回目 |
| 事業所名 | | 個別支援計画 作成担当者名 | 生活支援提供責任者 氏名：_____ | 計画作成日 | _____年____月____日 |

| | | | |
|------------------|--|---------------|--|
| 入所者の生活 に対する意向 | | 総合的な支援 の方針 | |
|------------------|--|---------------|--|

| 生活全般の質を向上させるための課題（ニーズ） | 日常生活及び社会生活上の支援の目標（課題に対する目標） | 達成時期（期間） | 支援内容・方法等 | | | 備考（留意事項） |
|------------------------|-----------------------------|----------|----------|----|-------------|----------|
| | | | 内容 | 方法 | 提供機関 担当者 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

【同意書】

私は、上記の個別支援計画について説明を受け、これに基づいて支援が行われることに同意しました。

_____年____月____日

本人 _____ ⑩

代理人等 _____ ⑩

執 筆 分 担

- 第 1 章 一般社団法人居住支援全国ネットワーク
- 第 2 章 一般社団法人居住支援全国ネットワーク
- 第 3 章 一般社団法人居住支援全国ネットワーク
- 第 4 章 一般社団法人居住支援全国ネットワーク
- 特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク
- 特定非営利活動法人すまい・まちづくり支援機構
- 第 5 章 岡田 太造

令和2年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

日常生活支援住居施設の日常生活上の支援及び
職員養成研修の在り方に関する調査研究事業
報告書

令和3（2021）年3月

一般社団法人 居住支援全国ネットワーク